

## 会報6月号の目次について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します

[西尾労働基準協会ホームページ](#)

6月1日(水)掲載



### 「お知らせ」

- ◇ 参加のご案内 第95回 全国安全週間説明会 西尾会場
  - 日時 2022年6月3日(水) 14:00-16:00
  - 会場 西尾市文化会館 大ホール \*6席でお1人座っていただきます
- ◇ 受付開始 安全管理者選任時研修会案内 西尾会場  
実施日/場所 2022年7月29日(金) 西尾市文化会館
- ◇ 参考無料配布 危険源の程度判断基準
- ◇ 参加のご案内 2022年度愛知産業安全衛生大会
  - 日時 2022年7月7日(水) 12:45-16:10
  - 会場 名古屋国際会議場 センチュリーホール
- ◇ 参加のご案内 第10回 四分会ゴルフ大会
  - 日時/会場 2022年7月2日(土) 吉良ゴルフCC
- ◇ 参加のご案内 SDGs達成にも繋がる働き方改革 講演会  
少子高齢化で新卒者減 生き残り活動 全国事例の情報提供です
  - 日時 2022年7月22日(金) 13:30-15:30
  - 会場/定員 西尾市文化会館小ホール 88名\*4席でお1人

### 「会報」

- ◇ 愛知労働局長 愛知労働局労働基準部長 就任のご挨拶
- ◇ 【雇用均等部・指導課】働き方改革推進支援事業\_愛知
- ◇ 【労働基準部・安全課】令和4年安全週間実施要綱(愛知局版)
- ◇ 令和4年 安全週間 支署長メッセージ
- ◇ 監督署の窓 令和4年度労働保険年度更新について
- ◇ 労働災害防止
  - 労働災害発生状況 2022年4月 愛知県と西尾市
  - 西尾管内4月度災害分析  
STOP6比率が昨年比悪化 4月は重量物災害多し(3件) 重量物判断基準添付

### 「講習・セミナー」

- ◇ 2022年6月講習会開講のご案内  
西尾 西三河(岡崎、刈谷、豊田) 愛知労働基準協会
- ◇ セミナー/シンポジウム  
西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

## 着任のご挨拶



愛知労働局長 代田 雅彦

この度、4月1日付けで愛知労働局長に着任いたしました代田です。

協会並びに会員企業の皆様におかれましては、日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知県は我が国のモノづくりの中核を担う地域であり、愛知の有効求人倍率はこれまで高水準で推移していきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年9月には1.02倍まで低下しました。令和3年1月以降は、基幹産業である自動車関連製造業の生産回復に伴い、有効求人倍率は、横ばいを含みながらも上昇が続き、令和4年3月には1.33となりました。

この間、事業者の皆さまには従業員の雇用維持について万全を期していただくため、「雇用調整助成金」の拡充・要件緩和を数次にわたり行うとともに、少しでも早く助成金をお手元にお届けするため、労働局・ハローワークが一丸となって迅速支給に努めているところです。

併せて、コロナ禍で小学校休業等に対応した助成金を活用して、働く保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を引き続き整えてまいります。

一方、求職者に対しては、求職者ニーズを踏まえた求人開拓、求職者とマッチングさせるための「新しい生活様式」に配慮したミニ面接会の開催、職業訓練など幅広い取組を行ってまいります。

このように、新型コロナウイルス感染症への雇用の影響について万全を尽くすとともに、ポストコロナを見据えた対策にも取り組んでまいります。本年度、愛知労働局では「デジタル人材の育成強化」、「多様な人材の活躍促進」、「誰もが働きやすい職場づくり」等に重点的に取り組むこととしております。

「デジタル人材の育成強化」につきましては、コロナ禍の影響や産業構造の変化等から、情報通信業のみならず様々な業種でデジタル人材の需要が高まる中、人材育成が喫緊の課題となっているため、助成金を活用した企業内在職者向けIT人材育成訓練や、離職者向けITスキル向上訓練コースを充実させるなど、デジタル分野訓練コースの定員拡充を図り、ITリテラシー向上に資する訓練設定の推進に取り組んでまいりま

す。

「多様な人材の活躍促進」につきましては、男性の育児休業の取得を促進する新たな制度の積極的周知、女性活躍支援の取組の強化を図ってまいります。

「誰もが働きやすい職場づくり」につきましては、長時間労働の是正に向けた監督指導の徹底と、中小企業が置かれた厳しい状況に配慮し、働き方改革関連法の遵守・定着に向けてきめ細かな周知に取り組むとともに、生産性を高めながら労働時間の短縮に取り組む事業者の支援に努めてまいります。

併せて、本年4月1日付けで中小企業にも適用されることとなったパワーハラスメント対策の周知徹底にも一層力を入れてまいります。

これら重点課題のほかにも、労働災害防止については、労働安全衛生管理を事業運営と一体的に運営し、事業者がリーダーシップを発揮する「安全経営」の理念のもとでのリスクアセスメントの更なる深化、業務上疾病については、健康保持増進措置の総合的な実施の推進、雇用形態に関わらない公正な待遇確保については、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づきいわゆる「同一労働同一賃金」の規定の周知徹底を図ってまいります。

また、経済動向及び地域の実情等を踏まえ、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する業務改善助成金等の各種支援策とともに、本年度最低賃金額が改正された場合には、改正金額の積極的な周知を図ってまいります。

これら、労働局の重点施策について、あらゆる機会を捉え、わかりやすい丁寧な発信に努める所存です。貴協会並びに会員企業の皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 着任挨拶



労働基準部長 伊勢久忠

会員の皆様には、ますます御盛栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付けで、愛知労働局労働基準部長として着任いたしました伊勢と申します。

新型コロナウイルス感染症については、令和4年3月21日をもって、全ての都道府県でまん延防止等重点措置が終了となりましたが、新たな変異株が確認される等、依然として予断を許さない状況にあります。このため、労働基準部においても、新型コロナウイルス感染症の存在を前提として、安心・安全・健康に働ける職場づくりのため、以下の対策を中心に、取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

第一に、働き方改革関連法の遵守・定着に向けた対策についてです。

中小企業等が生産性を高めつつ、働き方改革を実現するには、中小企業等に寄り添った相談・支援（伴走型支援）を積極的に推進することが不可欠です。このため、①「働き方・休み方改善ポータルサイト」を通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、②働き方・休み方コンサルタントによる専門的な助言・指導、③生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業等を対象とする助成金の活用促進を図ってまいります。

第二に、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備に向けた対策についてです。

労働災害発生状況は、長期的に減少傾向にある業種（製造業等）と、増加傾向にある業種（社会福祉施設、小売業、飲食店等）の二極化が進んでいます。このため、「リスクアセスメント出前講座」を中心に据え、リスクアセスメントの普及と理解支援を図るとともに、管内事業者に対しリスクアセスメントの導入・定着について強く動機付けするため、「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言」制度を積極的に運用してまいります。

また、仕事を原因とする健康障害を及ぼすことがないように、リスクを踏まえた健康確保措置の実施、健康保持増進措置及び労働者全体の健康水準向上に向けた取組を推進してまいります。

第三に、最低賃金についてです。

最低賃金については、中小企業等が賃上げしやすい環境を整備することが重要です。このため、「愛知働き方改革推進支援センター」と連携し、生産性向上等に取り組む中小企業等への支援強化を行うとともに、下請取引の適正化等に取り組んでまいります。

第四に、労災補償制度の適正な運営に向けた対策についてです。

労災保険については、被災労働者に対して迅速かつ公正に必要な保険給付を行うことが重要です。このため、愛知労災保険業務センターにおいて、特に認定までに時間を要する過労死等の複雑困難事案について集中的に対応し、認定基準等に基づいた適切な認定及びより一層の迅速な処理に努めてまいります。

少子高齢化が進む中、企業の発展には、働く方々が個々の能力を十分に発揮させること



が不可欠です。皆様と様々な情報交換をさせていただきながら、愛知県で働く方々にとって、より良い労働環境を整備できるよう、職員一同全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

# 今年こそ！ 私たちと一緒に **働き方改革** を実現 しませんか？

## 相談無料

テレワークを導入  
したいがどうすれば？

同一労働  
同一賃金  
よくわからない

就業規則を  
見直したい

パワハラ  
防止法への対応が  
わからない

助成金を利用  
できるの？



### うちの会社はどうしようか…。 そうだ！ 相談しよう！

無料

#### 専門家が 企業へ訪問

社会保険労務士、中小企業診断士、  
キャリアコンサルタント等  
働き方改革に精通した専門人材



無料

#### センターへの 来所・電話等の 個別相談



無料

#### その他のサービス

セミナーの開催  
セミナーの講師派遣  
出張相談窓口への専門家派遣



貴社のニーズに合わせた柔軟な対応が可能です。まずは下記までお問い合わせください。

## 愛知働き方改革推進支援センター

実施機関  
株式会社タスクールPlus

中小企業・個人事業主のための 無料相談窓口

電話

0120-006-802

ファックス

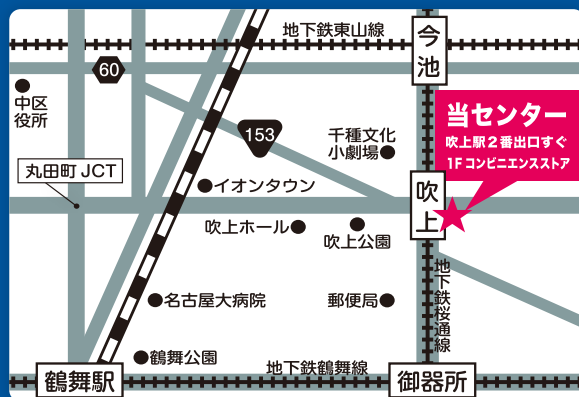
052-364-9028

E-mail

aichi@task-work.com

ホームページ

働き方改革推進支援センター



\*当センターは、厚生労働省・愛知労働局より委託を受けた公的支援機関です。

\*当センターは「事業者様の支援」を目的としており、労働者様へのアドバイスは致しません。

\*ご相談内容は秘密厳守として取り扱い、目的外の使用は致しません。

\*当センターは、駐車場がございません。公共交通機関での来所を推奨いたします。

受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後5時

# 専門家による無料相談 申込票

申込日： 年 月 日

愛知働き方改革推進支援センター 宛

E-Mail の方は、aichi@task-work.com へ下記内容をお送りください。

FAX 052-364-9028

\*内容を確認後、着信をお知らせするために当センターより確認のご連絡を致します。

会社名 事業所名		代表者名	
業 種		従業員数	名 (うち 非正規雇用労働者)
住 所	〒 -		
担当部署/役職	/	氏 名	
電話番号	( ) -	FAX 番号	( ) -
メールアドレス	@		
相談希望日時	<input type="checkbox"/> 希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から	<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望	
相談方法 (どちらかに○)	※会社・事業所へ訪問 ・ センターへ来所		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 生産性向上(業務効率化・IT活用) <input type="checkbox"/> テレワーク勤務の導入 <input type="checkbox"/> 人材採用・人材確保 <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 高齢者活用・再雇用 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 法改正に対応した規程整備 <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法への対応全般 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 社員定着(退職防止) <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度(評価制度) <input type="checkbox"/> 労働時間管理(時間外労働他) <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進(計策策定他) <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> 職場風土(コミュニケーション) <input type="checkbox"/> 36協定・就業規則の見直し等		
	<input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> 会計事務所からの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> 実施機関(タスクール Plus)の紹介 <input type="checkbox"/> その他( )		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

愛知働き方改革推進支援センター(実施機関/株式会社タスクール Plus)

〒464-0855 愛知県名古屋千種区千種通 7-25-1 サンライズ千種 3 階(タスクール内)

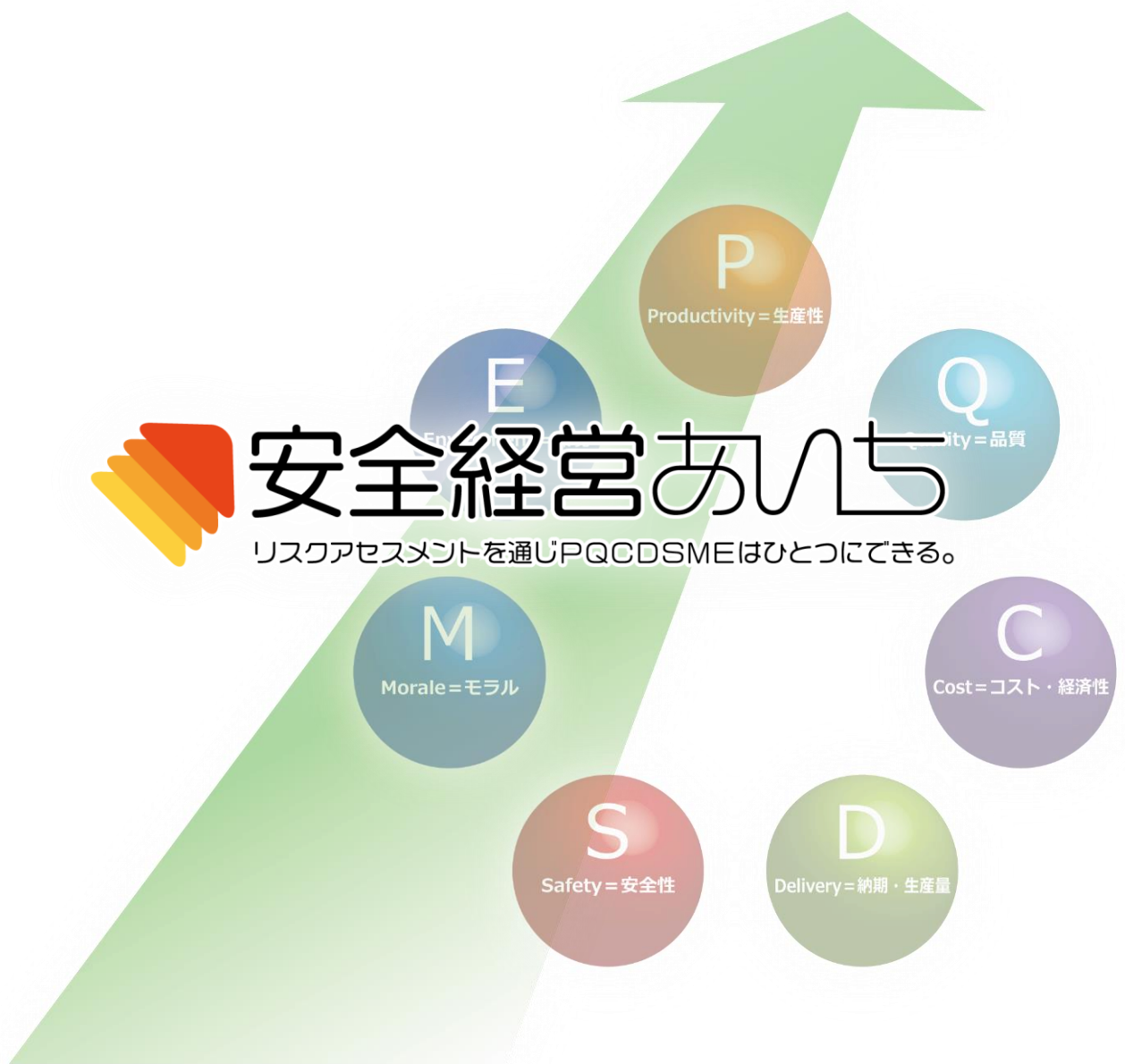
☎ 0120-006-802 ☎ 052-364-9028 ✉ aichi@task-work.com

※会社・事業所への訪問相談の申込期間 令和4年4月1日～令和5年3月10日

令和4年度 第95回

# 全国安全週間

安全は 急がず 焦らず 怠らず



# 令和4年度 第95回 全国安全週間

## 目次

■ 第95回 全国安全週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 代田 雅彦	3
■ 令和4年度 全国安全週間実施要綱	4
■ 令和3年 愛知の労働災害発生状況	6
1 労働災害による死傷者の発生状況	6
2 死亡災害の発生状況	7
3 高年齢労働者における労働災害発生状況等	8
4 外国人労働者における労働災害発生状況等	9
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内	10
● STOP！転倒災害プロジェクト～転倒災害の防止に取り組みましょう～	10
● 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開します	10
● 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）	10
● 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします	11
● eラーニング等により行われる安全衛生教育等の実施について	12
● 熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	12
● 石綿障害予防規則が改正されました	12
● 新たな化学物質管理等について	13
● 事務所衛生基準規則が改正されました	13
● 歯科健康診断の報告が、労働者数にかかわらず必要になります	13
● 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について	13
● 危なさと向きあおう／論理的な安全衛生管理の推進・定着	13
■ コラム 「危なさと向きあおう」から「安全経営あいち」へ	14
■ 安全経営あいち推進大会2022のご案内	15
■ リスクアセスメント出前講座のご案内	16

## 第95回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 代田 雅彦

令和4年度の全国安全週間は、「安全は 急がず焦らず怠らず」をスローガンに、6月1日～30日を準備期間として、7月1日～7日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で95回目を迎えます。

この間、産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組を通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における、令和3年の労働災害の発生状況は死亡災害26人（令和2年50人：▲48.0%）、死傷災害（「死亡・休業4日以上」以下同じ。）7,989人（令和2年7,461人：+7.1%）となり、愛知労働局が策定し、推進を図っている「第13次労働災害防止推進計画」の目標に掲げた「2022年までに、死亡災害について年間40人を下回りさらなる減少を目指す。死傷災害について年間6,400人以下を目指す。」に対し、死亡災害については大きく下回っている状況ですが、死傷災害は目標達成に向け更なる取組が必要な状況であると認識しております。

これまで愛知労働局では、労働者個人の注意力に依存しがちな、現場が主体となった「安全衛生活動」から、本来の原点である、事業者が主体となる「安全衛生管理」への重点の転換を提唱し、リスクアセスメントを用いた論理的、科学的アプローチの推進・定着を進めてまいりました。

本年度は、リスクアセスメントのプロセスが、生産性や品質向上等を図るプロセスと一体をなすことが可能なものであることから、事業者が安全衛生管理を事業運営と一体的に捉えて、労働災害防止に係るリーダーシップを発揮する、いわば「安全経営」の理念の下、成熟した安全衛生管理の定着を図ってまいります。

この取組を、より具体的なものとするため、「リスクアセスメント出前講座」等を実施し、併せて「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言」への参加など、リスクアセスメントの取組を一層促進してまいります。

さらに、各職場においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」「取組の5つのポイント」をあらゆる機会を捉えて周知し、基本的な感染防止対策の徹底を図ってまいります。

また、本格的な夏を迎える前に職場における熱中症撲滅を図るため、5月より集中的な取組に着手し、WBGT計等を用いた科学的根拠を伴う熱中症対策の徹底を図ってまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機とし、これらの取組に十分ご留意の上、現在行われている安全管理や取組の再確認を行い、より積極的な対応に結びつけていただきますようお願いいたします。

# 令和4年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人間的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

### 安全は 急がず焦らず怠らず

## 2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

### (1) 安全衛生活動の推進

#### ① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

#### ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

#### ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

#### ④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

#### ⑤ その他の取組



- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

## (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

### ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

### ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

### ③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
  - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
  - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
  - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
  - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
  - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
  - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

### ④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアッセ

メントの実施

### ⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

## (3) 業種横断的な労働災害防止対策

### ① 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- エ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

### ② 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

### ③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

### ④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

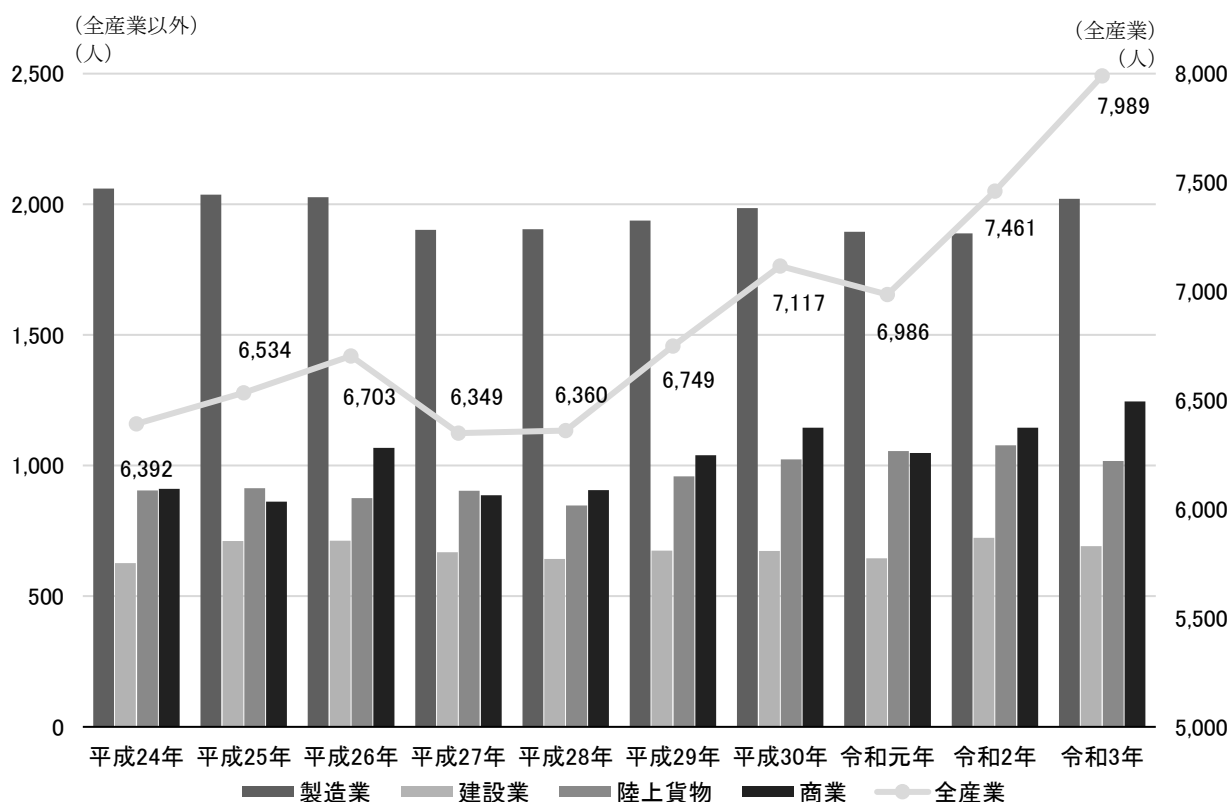
- ア 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備
- イ 計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底
- エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握
- オ 熱中症予防に関する教育の実施
- カ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請
- キ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

# 令和3年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

## 1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和3年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上、以下同じ。）は7,989人で、対前年比528人（7.1%）の増加となり、過去10年間で最大となっている。

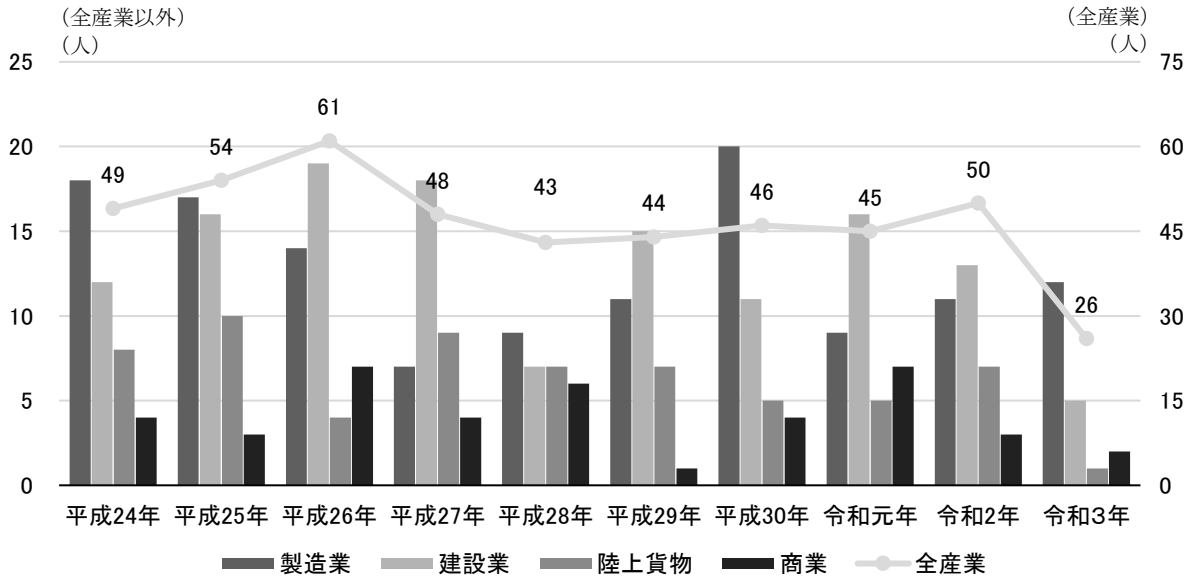


	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,889	2,021
建設業	627	711	712	668	643	674	673	645	723	691
陸上貨物	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078	1,011
商業	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,145	1,245
全産業	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,461	7,989

単位：人

## 2 死亡災害の発生状況

令和3年の愛知県内における死亡者数は26人で、過去10年間で最少となっている。



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	18	17	14	7	9	11	20	9	11	12
建設業	12	16	19	18	7	15	11	16	13	5
陸上貨物	8	10	4	9	7	7	5	5	7	1
商業	4	3	7	4	6	1	4	7	3	2
全産業	49	54	61	48	43	44	46	45	50	26

単位：人

### 2-1 死亡災害の概況

令和3年は、令和2年より24人の減少となった。

令和3年の死亡災害について、令和2年と業種別で比較すると、建設業が13人から5人、陸上貨物運送事業が7人から1人、商業が3人から2人へ減少したが、製造業が11人から12人へ増加した。

製造業と建設業（災害件数上位2業種）で死亡災害の半数以上を占めている。

### 2-2 事故の型別の発生状況

令和3年の死亡災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」で7人、「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故」でそれぞれ5人、「崩壊・倒壊」及び「激突され」でそれぞれ2人となっており、この5つの型で80.8%を占めている。

### 2-3 年齢別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20～29歳で2人、30～39歳で4人、40～49歳で5人、50～59歳で4人、60歳以上で11人となっている。50歳以上の中高年労働者で57.7%、60歳以上の高齢労働者で42.3%を占めている。

### 2-4 経験年数別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が11人、5年以上10年未満が3人、10年以上15年未満が1人、15年以上20年未満が4人、20年以上が5人であった。

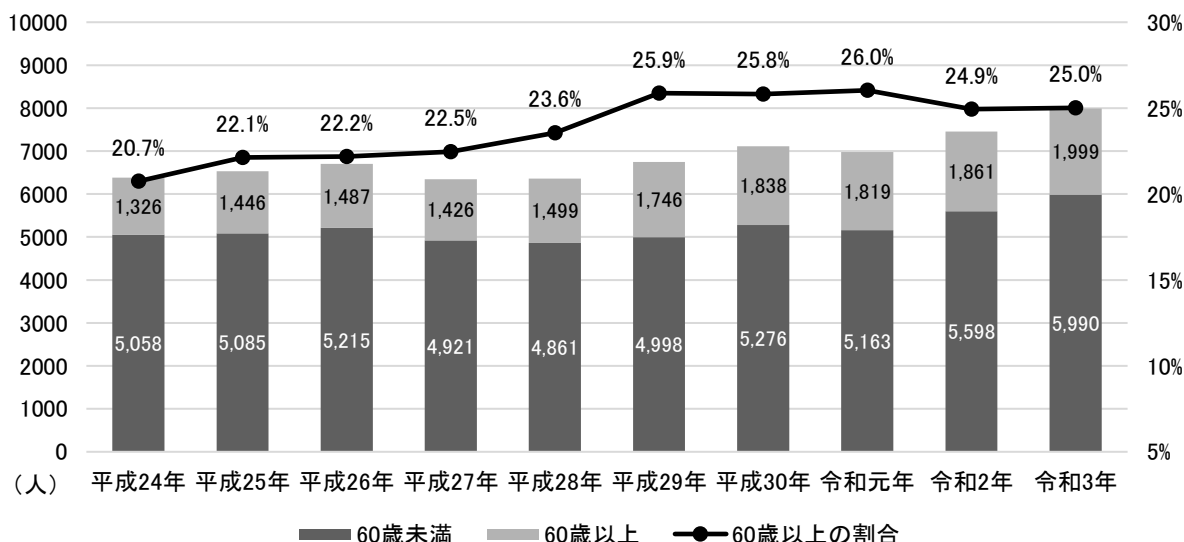
経験年数5年未満が50.0%を占めている。

### 3 高齢労働者における労働災害発生状況等

#### 3-1 労働災害発生状況の推移

死傷災害に増加傾向がみられる 60 歳以上の高齢労働者の死傷災害の発生状況をみると、令和3年は 1,999 件となっており、全体の 25.0%を占めていて、60 歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成 29 年を境に災害発生件数も割合も増加している。

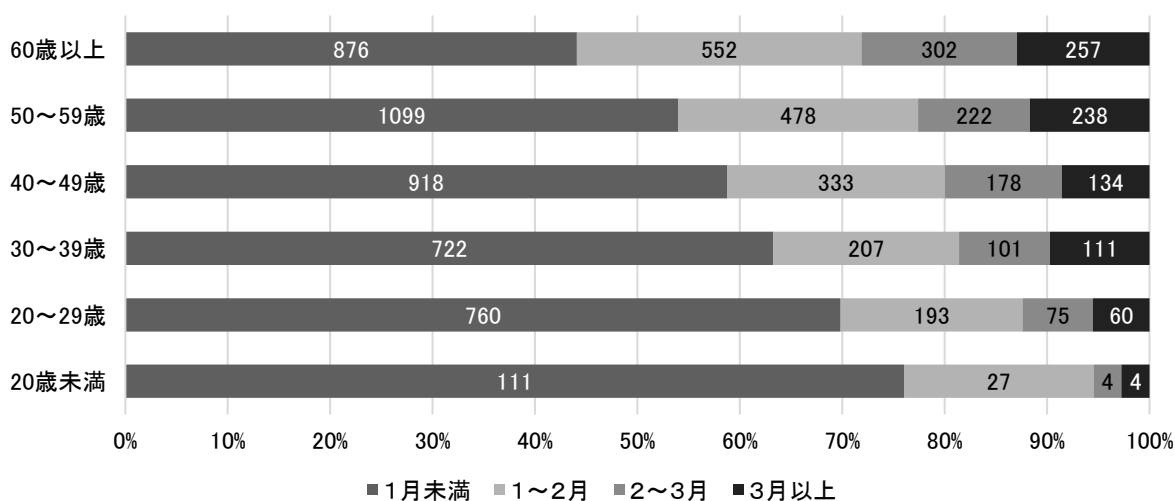
高齢労働者の労働災害発生状況の推移



#### 3-2 年齢別休業期間

令和3年における被災労働者の年齢別休業見込み期間は以下のとおりであった。年齢が上がるにつれて、当該期間が長くなる傾向が見られ、60 歳以上の高齢労働者においては、約 6 割が休業 1 か月以上となっている。

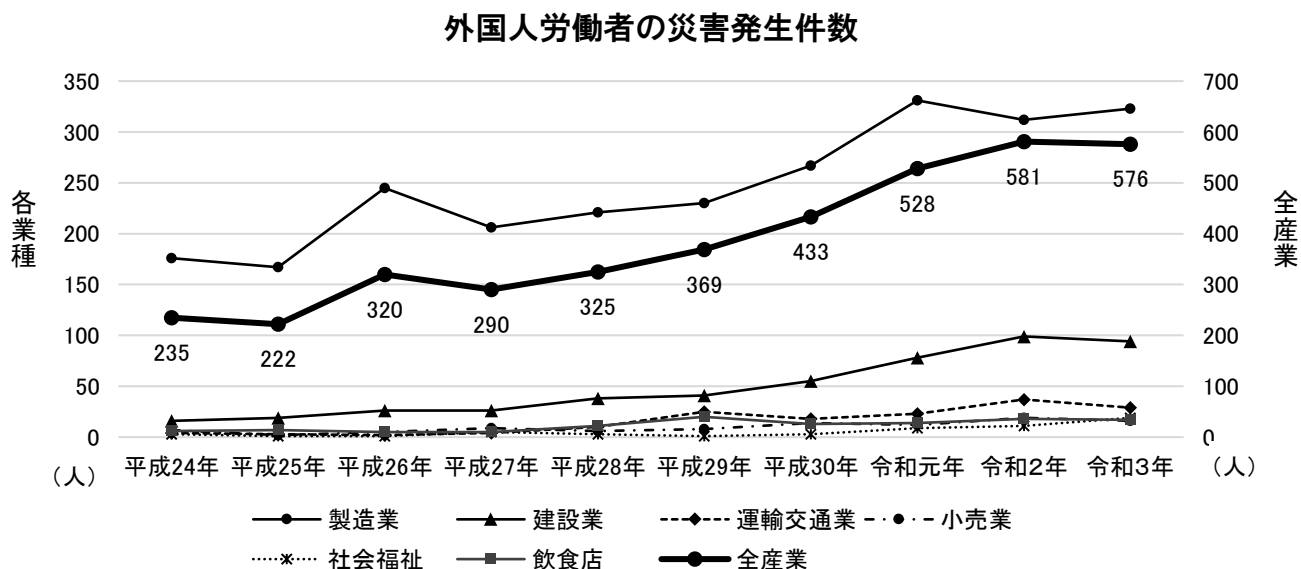
年齢別休業見込み期間の割合(令和3年)



## 4 外国人労働者における労働災害発生状況等

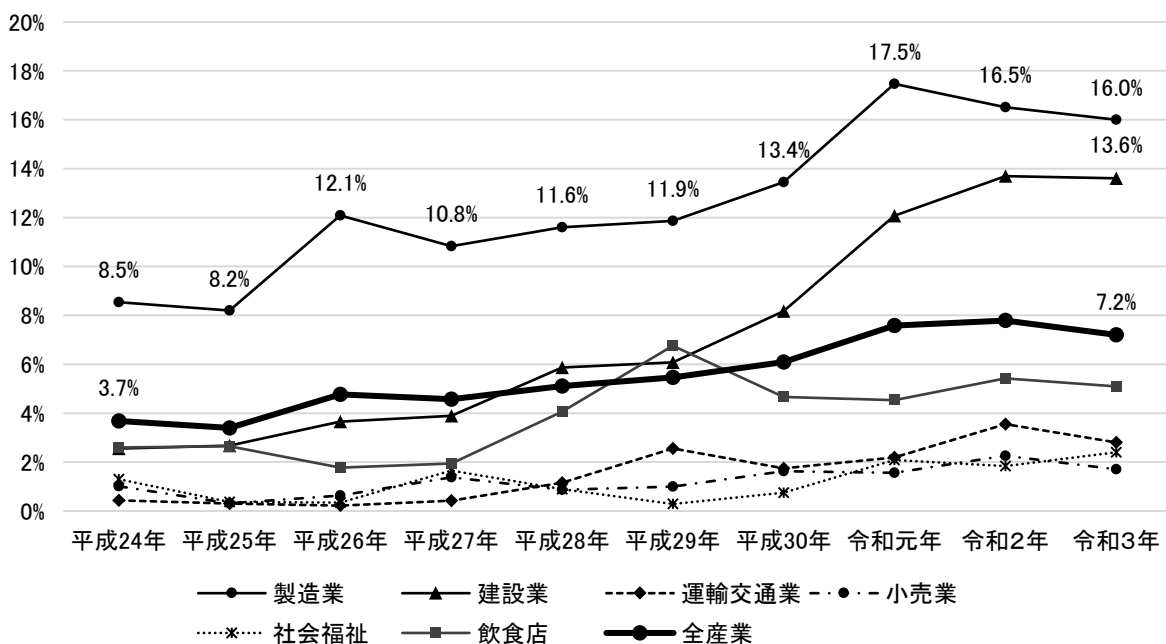
### 4-1 業種別発生状況の推移

令和3年の外国人労働者の死傷災害は576人となっており、平成24年の235人と比べ341人増加した(145.1%増)。特に製造業での件数が多く、また建設業では増加傾向にある。



### 4-2 労働災害のうち外国人の割合の推移

労働災害のうち外国人労働者が占める割合は、令和3年では全体の7.2%を占めている。特に製造業・建設業では比率が高く、製造業は16.0%、建設業は13.6%を占めている。



## STOP！転倒災害プロジェクト ～転倒災害の防止に取り組みましょう～

- 転倒災害は労働災害の中で最も多く発生しており、現在も増加傾向にあります。厚生労働省では、これを防止するため、全国安全週間の準備期間である6月を重点取組期間として、労働災害防止団体とともに「STOP!転倒災害プロジェクト」を推進しています。各事業場において、チェックリストを活用した総点検等にお努めください。



- チェックリスト等は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

- 転倒防止対策の一環として、「愛知労働局 転倒予防体操」を作成しました。愛知労働局ホームページから動画をご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/\\_121845\\_00003.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845_00003.html)



## 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開します ～第三次産業における労働災害防止の取組について～

- 第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に、社会福祉施設、小売業、飲食店の災害はその約5割を占めています。厚生労働省は平成30年度から、これらの業種における労働災害を減少させることを目的として運動を展開していますが、令和3年4月1日、その名称と内容を一部改め「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」として実施要項を定めました。

- 災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与し、人材確保にも繋がります。ホームページをご参照の上、各事業場においても取組をお願いします。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/safety-tenpo-shisetsu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/safety-tenpo-shisetsu.html)



## 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)

～高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～

～働く高齢者の特性に配慮した  
エイジフレンドリーな職場づくり  
を進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）  
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）  
労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

<年齢別・男女別の労働災害発生率>      <年齢別の休業見込み期間の長さ>

高齢者は被災しやすい！      労働災害が重症化しやすい！

労働災害が増えれば人手不足を招くおそれも…

安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

厚生労働省 愛知

### ガイドラインのポイント

#### ■ 事業者に求められる取組

- ・安全衛生管理体制の確立等
- ・職場環境の改善
- ・高齢者の健康や体力の状況の把握
- ・高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- ・安全衛生教育

#### ■ 労働者に求められる取組

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- ・日ごろから運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

#### ■ 国・関係団体等による支援の活用

- ・高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- ・個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- ・エイジフレンドリー補助金等の活用

- 詳しくは、愛知労働局ホームページをご覧ください

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/age-friendly.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/age-friendly.html)



外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ  
**外国人労働者に対する安全衛生対策には、適切な配慮をお願いします**

■ 厚生労働省ホームページ「**外国人労働者の安全衛生対策について**」では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける相談窓口、教材を提供しています。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



**外国人在留支援センター安全衛生班**



外国人在留支援センター安全衛生班では、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者の皆様からのご相談・個別支援を無料で行っていきます。是非ご利用ください。（委託先：東京労働基準協会連合会） <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>

**外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。**

外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者の労働安全衛生が課題となり、平成27年には毎年2,000件を超過しています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に不慣れなため、外国人労働者に適切な安全衛生教育を実施する必要があります。適切な工夫を凝らし、外国人労働者の安全衛生を確保するための取り組みをしっかりと理解していただきたいと思います。

**外国人労働者の安全衛生教育の現状**

外国人労働者の安全衛生教育の実施率は、2010年から2020年まで、約20%から約40%に増加しています。

年	外国人労働者の安全衛生教育の実施率 (%)
2010	20.0
2011	21.0
2012	22.0
2013	23.0
2014	24.0
2015	25.0
2016	26.0
2017	27.0
2018	28.0
2019	29.0
2020	30.0

**外国人労働者に対する安全衛生教育の自主点検表**

項目	実施状況
1. 安全衛生教育の実施	<input type="checkbox"/>
2. 作業手順の指導	<input type="checkbox"/>
3. 図解・自動の理解	<input type="checkbox"/>
4. 標識・図中の理解	<input type="checkbox"/>
5. 危険・危険の理解	<input type="checkbox"/>

労働安全衛生法に基づき、外国人労働者に対する安全衛生教育の実施は、事業者が法的に義務付けられています。

**安全衛生教育資料**

▶ **外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材（中国語・ベトナム語・インドネシア語・英語）**  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyozai2.html>



▶ **マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）**  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13668.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html)



▶ **パンフレット「外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。」**  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000520581.pdf>



**外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（外国人雇用管理指針）**

外国人雇用管理指針では、**事業主が外国人労働者の安全衛生を確保するために行うべき事項を、**下表のとおり定めています。（抜粋）

<b>安全衛生教育の実施</b>	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するにあたっては、母国語等（*）を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がある程度理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。
<b>労働災害防止のための日本語教育等の実施</b>	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
<b>労働災害防止に関する標識、掲示等</b>	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がある程度理解できる方法により行うよう努めること。
<b>健康診断の実施等</b>	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施にあたっては、これらの目的・内容を、母国語等（*）を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しこれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
<b>健康指導及び健康相談の実施</b>	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
<b>労働安全衛生法等の周知</b>	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等（*）を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

（\*）母国語等…母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語



## eラーニング等により行われる安全衛生教育等の実施について

- 令和3年1月25日付け基安安発0125第2号及び令和3年9月1日付け基安安発0901第3号ほかにより、安全衛生教育等をeラーニング等により実施する際の基本的な考え方、ガイドライン、質疑応答要領等が示されました。
- 受講者が受講した事実及び教育時間が法令で定める教育時間以上であることを実施者が担保すること、講師等が十分な知識又は経験を有すること、受講者から質疑を受け付け回答できる体制を整えることが必要とされています。
- また教育科目として実技教育又は実地研修が必要な場合及び修了試験が必要な場合は、それを講師と同一場所で対面して実施することが求められています。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211006K0030.pdf>



## 熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。
- 令和3年、愛知労働局管内では、28件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。パンフレットを参考に、熱中症の根絶を目指しましょう。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/nettyusho.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html)



## 石綿障害予防規則が改正されました

(令和2年7月1日公布／令和3年4月1日等から順次施行)

- 石綿等の使用の有無の調査（事前調査）の強化等を内容とした、改正石綿障害予防規則が順次施行されています。

### (1) 既に規制が始まっている事項

- 事前調査の必要な範囲の拡大（小規模な改修作業も含め、原則全ての解体・改修工事が対象に）
- 事前調査の方法の改正（設計図書等の文書確認と目視による確認の両方が原則に）
- 事前調査の記録の保存等（所定事項を記録の上、調査終了日から3年間保存が必要）
- 事前調査結果報告の開始（一定規模以上の解体・改修工事は、あらかじめ電子システムで報告）

### (2) これから規制が始まる事項

令和5年10月1日から、建築物と船舶の事前調査・分析調査は、必要な知識等を有する者に行わせることが必要となります。施行日までに講習受講等を行うようお願いします。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/ishiwatasoku\\_kaisei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html)



## 新たな化学物質管理等について

～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～

- 特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制を中心としていた化学物質管理の仕組みが、自律的な管理を基軸とする規制へと大きく転換される予定です。
  - 措置義務対象が大幅拡大され、国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能になる予定です。
  - 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用し、一定の要件を満たした企業は、自律的な管理を容認する方向へ改正される予定です。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。  
[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/chemical\\_management.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chemical_management.html)



## 事務所衛生基準規則が改正されました

(令和3年12月1日公布 / 令和3年12月1日施行・適用)

- 事務所衛生基準規則等の改正が行われました。主な改正点は下記のとおりです。
  - 作業面の照度（事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。）
  - 便所の設置基準（男性用と女性用に区別して設置する原則を維持しつつ、「独立個室型の便所」を付加する場合の取扱い、少人数における例外等が示されました。）
  - 救急用具の内容（救急用具・材料の具体的な品目の規定がなくなりました）
- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)



## 歯科健康診断の報告が、労働者数にかかわらず必要になります

(令和4年10月1日 施行予定)

- 労働安全衛生法第66条第3項に基づき、一定の有害な業務に従事する労働者に対しては、歯科健康診断を行うことが必要です。
- 法令改正により、歯科健康診断を行った事業者は、労働者数にかかわらず、遅滞なく歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが必要になります。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。  
[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/shika\\_kenshin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/shika_kenshin.html)



## 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

- 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、厚生労働省は「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」等を公開しています。各事業場において、自主的な取組等に努めていただきますようお願いします。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。  
[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/tetsuzuki/\\_122148\\_00006.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/_122148_00006.html)



愛知労働局では「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーを設けています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。

「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/\\_121845.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845.html)



## 1. 危なさと正しく向きあう

「安全」は、国際的に『許容できないリスクがないこと』(ISO/IEC ガイド 51 : 2014)と定義されています。これを実現するためには、「リスク」、すなわち「危なさ」をひとつおとり調べて層別、整理することが必要です。その上で、許容できない「危なさ」については、対策を講じて度合いを下げ、なお残留する「危なさ」は、付き合わざるを得ないことを承知して、管理下に置くべきです。

愛知労働局では、このように、危なさと正しく向きあうことを提唱し、危なさを調べ、整理するための最も合理的なツールとして「リスクアセスメント」の普及、促進を図ってきました。

## 2. 「リスクアセスメント」による調査の一体化

「リスクアセスメント」は、「危なさ」の根源である「危険源 (ハザード)」と「作業員」の関わりを合理的に調べる手段です。その過程で、作業員がどのような作業をしているかを調べることとなります。

職場には、不具合処理の作業など、現実には作業員しか知らない作業が多くあります。それらは言い換えれば管理されていない作業であり、作業手順なども十分検討されたことがないものがほとんどです。またそれら管理されていない作業の際に、労働災害発生リスクが高まる場合が多く、さらに同じタイミングで、生産性低下、不良発生、環境負荷の高まりなどが起こっていると考えられます。

リスクアセスメントは、突き詰めると、現場の実態を把握するためのツールと言えます。生産性管理、品質管理、環境管理など、いずれを進める上でも現場の実態把握は欠かせません。そして現場はひとつしかないのですから、実態把握の調査も一体化されるべきです。リスクアセスメントは、これら現場の調査を一体化できるツールです。

## 3. 「安全経営」へ

経営者が持つべき視点として、いわゆる PQCDSME の7つがあり、これらはどれ一つも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。「安全」も、そのうちのひとつに組み入れ、課題とすべきです。

一方、安全性と、生産性・品質・コスト・納期等は、互いにトレードオフの関係にあるとする根強い誤解があります。しかし、リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることは、単に安全性の向上だけでなく、生産性、品質、コスト、納期、士気、環境を同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることに繋がります。

愛知労働局は、安全管理を経営課題ととらえ、戦略的に生産、品質、原価と一体的に管理する経営手法、言わば「安全経営」の推進を提唱します。



# 安全経営あいち 推進大会2022

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



12.6(火)  
13:30~16:00  
(開場 12:30)

**日時** : 2022年12月6日(火) 13:30から16:00まで

**会場** : 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール  
名古屋市中区金山一丁目5番1号

**参加費** : 無料

**主催** : 愛知労働局

**協力** : (公社)愛知労働基準協会  
各地区労働基準協会  
各労働災害防止団体

## プログラム(予定)

- プロローグ
- 主催者あいさつ
- **基調講演 新潮流『安全経営とウェルビーイング (Well-being)』**  
 明治大学顧問・名誉教授・校友会名誉会長  
 公益財団法人 鉄道総合技術研究所会長  
 公益社団法人 私立大学情報教育協会会長  
 一般社団法人 セーフティグローバル推進機構 会長  
**向殿 政男氏**
- **パネルディスカッション『演劇で考える安全経営』**
- 大会宣言
- エピローグ

■ 詳細及び参加申し込みは、愛知労働局ホームページをご参照ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/anzenkeiei\\_forum2022.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_forum2022.html)





リスクアセスメントを  
基礎から学びましょう！

愛知 Aichi Labour Bureau 労働局 & Labour Standards Inspection Office 労働基準監督署

- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

	集団受講（概ね 10 事業場以上）	WEB 単独受講（1 事業場ごと）
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働局または労働基準監督署の担当者が会場に出向き、リスクアセスメント等について説明します（講師料不要）。</li> <li>■ 講義内容への質問に担当者が応答します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申込みいただいた事業場に、URL を通知します。リスクアセスメント等についての説明動画を、WEB にてご覧いただけます（料金不要）。</li> <li>● 講義内容への質問は行えません。</li> </ul>
受講準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。</li> <li>■ 講座を依頼する団体（以下「依頼団体」といいます。）が、商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等であることが必要です。</li> <li>■ 受講事業場が、概ね 10 事業場以上であることが必要です。また受講事業場は、愛知県内の事業場を中心としてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。</li> </ul>
申込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 講座は、非営利目的の開催とし、90 分以上の時間を確保してください。</li> <li>■ 依頼団体において、受講者を収容できる会場及び、マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配してください。なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署の備品を使用します。</li> <li>■ 依頼団体において、配布資料を必要部数印刷し、当日、受講者に配布してください。資料原稿は、事前に局又は署から PDF 形式ファイルにより配付します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配信は YouTube で行います。YouTube を視聴可能な環境をご用意ください。</li> <li>● 受講者を一堂に集めて受講させるか、URL を通知の上、分散して受講させるか等を定め、受講のために必要な手配を行ってください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開催希望日の 1 か月前までに、依頼団体の事務局を管轄する労働基準監督署あて、①申込書、②受講事業場一覧表（予定）を提出してお申込みください。署担当者が詳細を調整します。</li> <li>■ 申込書等は、このリーフレットに添付のものまたは、Web で配布しているファイルをご使用ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あらかじめ受講日を決めた上で、WEB 申込みを行ってください。後日、URL を通知します。</li> <li>● URL の通知は、期日を決めて行っているため、申込みから間が開く場合があります。ご了承ください。</li> </ul>

- 様式ダウンロード・WEB 申込み等は、愛知労働局ホームページへお問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署をお願いします。





## 全国安全週間を迎えるにあたって

西尾労働基準協会及び会員事業場の皆様には、日頃より職場の安全衛生水準の向上のため、様々な安全衛生活動を展開しておられますことに深く敬意を表しますと共に労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来「人命尊重」という基本理念の下「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎えます。

本年度は「安全は 急がず焦らず怠らず」のスローガンの下、令和4年6月1日から同年6月30日までを準備期間、令和4年7月1日から7日までを本週間として全国で展開されます。

岡崎労働基準監督署西尾支署管内の令和3年の労働災害発生状況ですが、死亡災害については0件を達成することができました。これは、これまでの皆様方の安全衛生活動の取り組みの成果であり、深く御礼申し上げます。

しかしながら、死傷災害は171件で令和2年と比べると8件の増加となっています。本年につきましても、死亡災害が当署管内ですでに1件発生し、加えて4月末時点での休業4日以上死傷災害も前年同月比で若干増加している状況となっています。

令和3年の年齢階層別の災害発生状況を見ますと、高年齢労働者に係る労働災害が依然として高水準で発生しており、愛知労働局管内では死傷災害の被災者のうち4人に一人が60歳以上となっている実態が認められます。

また、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する労働災害に加えて、はさまれ、巻き込まれといった従来型の労働災害も高水準で推移していることから、引き続きリスクアセスメントの推進等の各種災害防止活動の取り組みについて、お願い申し上げます。

一方、令和3年の愛知県内における熱中症による死傷災害は28件と令和2年の92件から大きく減少し、同年の全国ワースト1から脱却することができました。これも皆様方の取り組みの成果であると深く感謝申し上げます。

本年度も、5月より熱中症防止のための集中的な取り組みに着手していますが、引き続きWBGT指数計等を用いた科学的根拠を伴う熱中症対策の実施をお願い申し上げます。

最後になりますが、全国安全週間を契機に、事業場の皆様の安全意識の高揚が図られ、安全管理水準がより一層向上されますことを祈念申し上げまして、全国安全週間を迎えてのごあいさつとさせていただきます。

岡崎労働基準監督署西尾支署長 杉本渉

<令和4年度労働保険年度更新について>

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

申告及び納付は、法定の期限7月11日(月)までをお願いします。

なお、5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、年度更新申告書計算支援ツールを活用していただき、Youtube 動画でも案内を行っていることから、積極的に活用いただきますようお願いいたします。また、不明な点につきましては、コールセンター(Tel0120-165-180)、愛知労働局労働保険適用・事務組合課、各労働基準監督署へお問い合わせください。

作成されました申告書は、新型コロナウイルスの感染状況の拡大に伴い、ご協力いただける範囲で、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送・電子申請等の接触機会を減らす方法での提出をお願い致します。

建設工事にかかる労災保険につきまして、金融機関へ提出される場合は、一括有期事業報告書及び総括表は金融機関では受け取ることができませんので、申告書のみ提出いただき、一括有期事業報告書及び総括表は、別途、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送されるか、直接提出してください。

労働保険料口座振替を利用されている場合は金融機関へは提出できませんので、申告書は愛知労働局労働保険適用・事務組合課に提出してください。

**【概算保険料(雇用保険分)算定にかかる留意事項について】**

令和4年度においては、年度途中で雇用保険率の変更されることから、雇用保険率の適用期間ごとに保険料額の計算を分けていただく必要があります。

それに伴い概算保険料(雇用保険分)算定内訳を別途計算いただく欄が集計表に新たに設けられており、申告書についても、雇用保険料率が印字されていないなど前年度と変更されている点がございますので、ご注意ください。

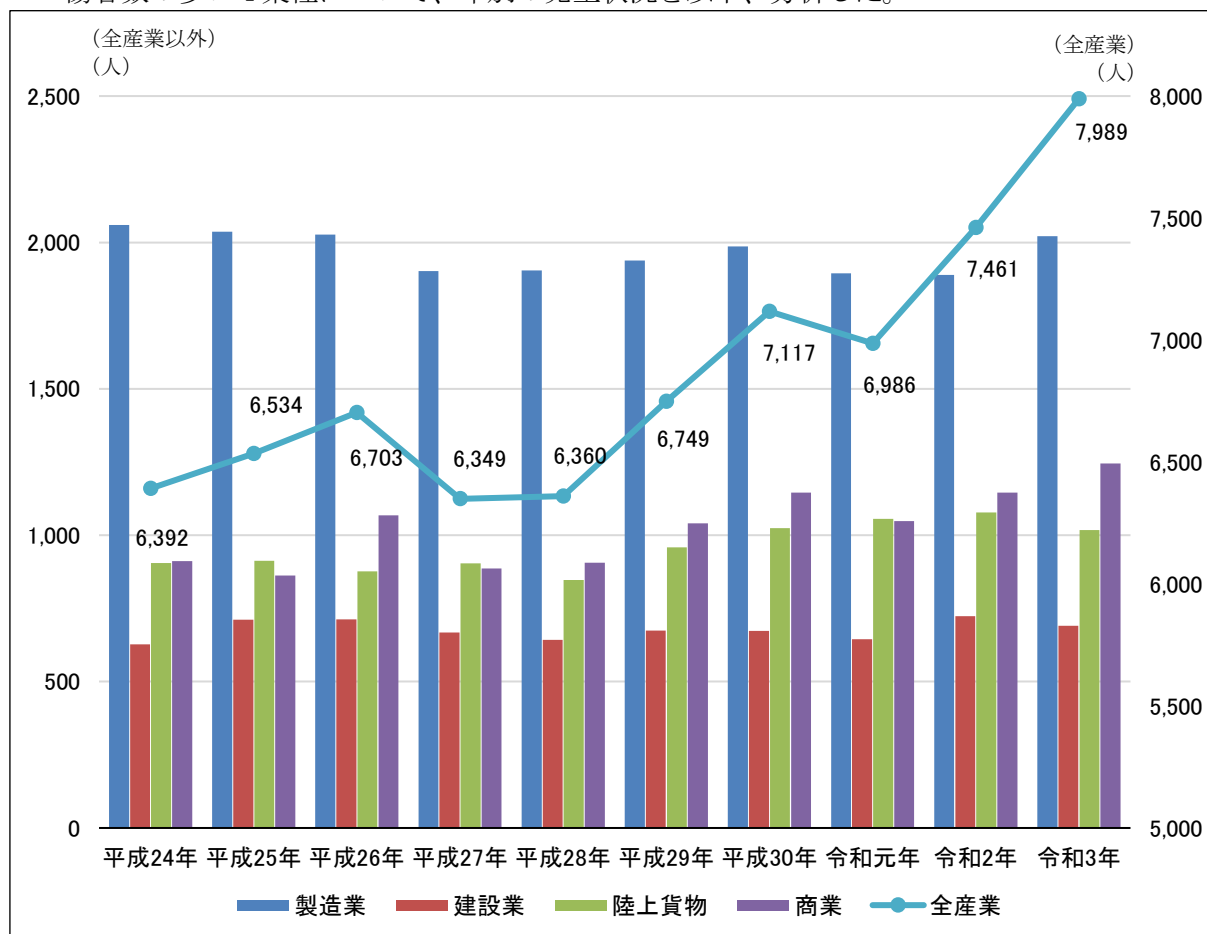


## 令和 3 年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

### 1 労働災害による死傷者数の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、平成 30 年までの増加傾向から令和元年には減少に転じたが、令和 2 年度には再度増加し、令和 3 年度は平成 24 年以降最多であった。死傷者数の多い 4 業種について、年別の発生状況を以下、分析した。



	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
製造業	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,889	2,021
建設業	627	711	712	668	643	674	673	645	723	691
陸上貨物	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078	1,011
商業	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,145	1,245
全産業	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,461	7,989

単位：人

**令和3年の愛知県内における死傷者数（休業4日以上）は7,989人（対前年比528人（7.1%）増加）**

うち **製造業 2,021人（対前年比132人（7.0%）増加）**

最も多い事故の型は、「はさまれ・巻き込まれ」で528人（割合は26.1% 対前年比29人（5.8%）増加）

**建設業 691人（対前年比32人（4.4%）減少）**

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で214人（割合は31.0% 対前年比20人（10.3%）増加）

**陸上貨物運送事業 1,011人（対前年比67人（6.2%）減少）**

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で282人（割合は27.9% 対前年比17人（5.7%）減少）

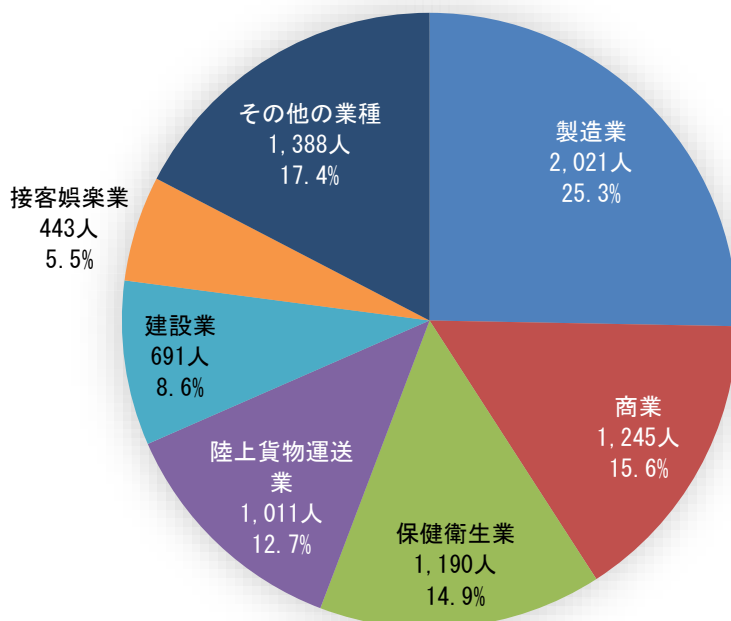
**商業 1,245人（対前年比100人（8.7%）増加）**

最も多い事故の型は、「転倒」で421人（割合は33.8% 対前年比69人（19.6%）増加）

## 2 死傷災害の特徴

### 2-1 業種別の発生状況

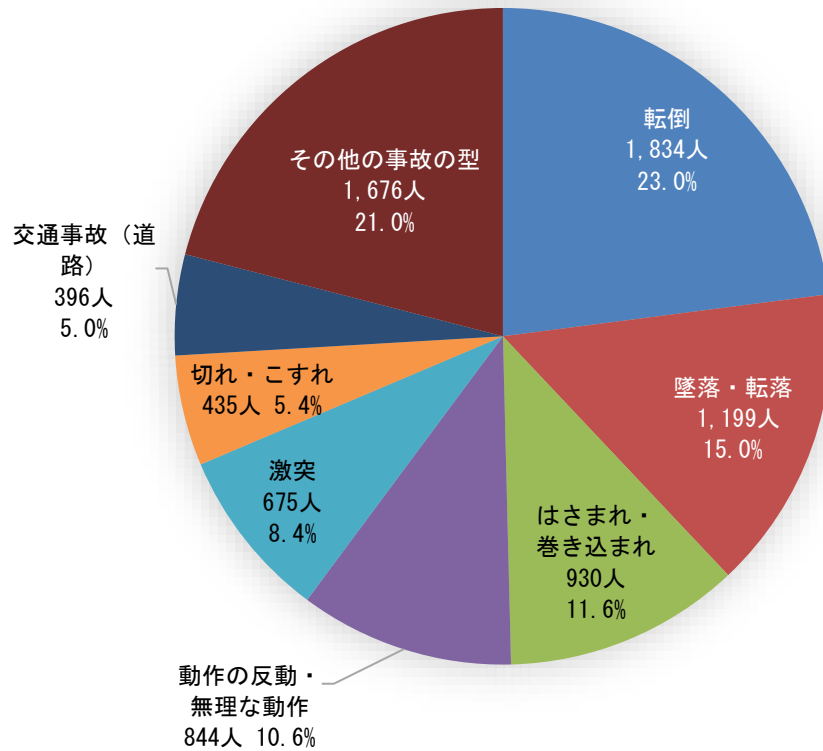
製造業が2,021人と最も多く、死傷者数全体の25.3%を占めている。次いで、商業が1,245人（15.6%）、保健衛生業が1,190人（14.9%）、陸上貨物運送事業が1,011人（12.7%）の順になっている。



## 2-2 事故の型別の発生状況

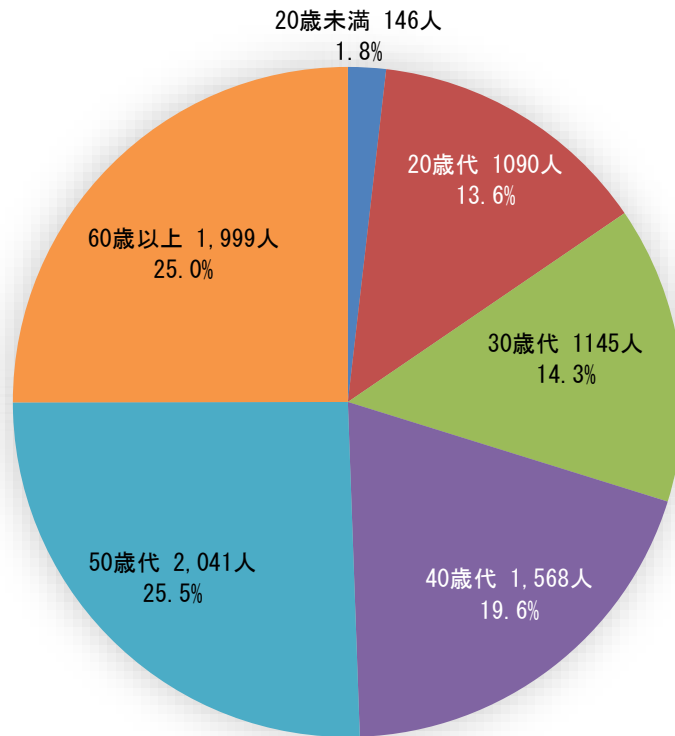
全産業における事故の型別の発生状況を見ると、「転倒」が1,834人(23.0%)、「墜落・転落」が1,199人(15.0%)、「はさまれ・巻き込まれ」が930人(11.6%)と3つの型で49.6%を占めている。

特に第三次産業(商業・保健衛生業・接客娯楽業)においては、「転倒」が29.3%(843人)と全業種より6.3ポイント高くなっている。



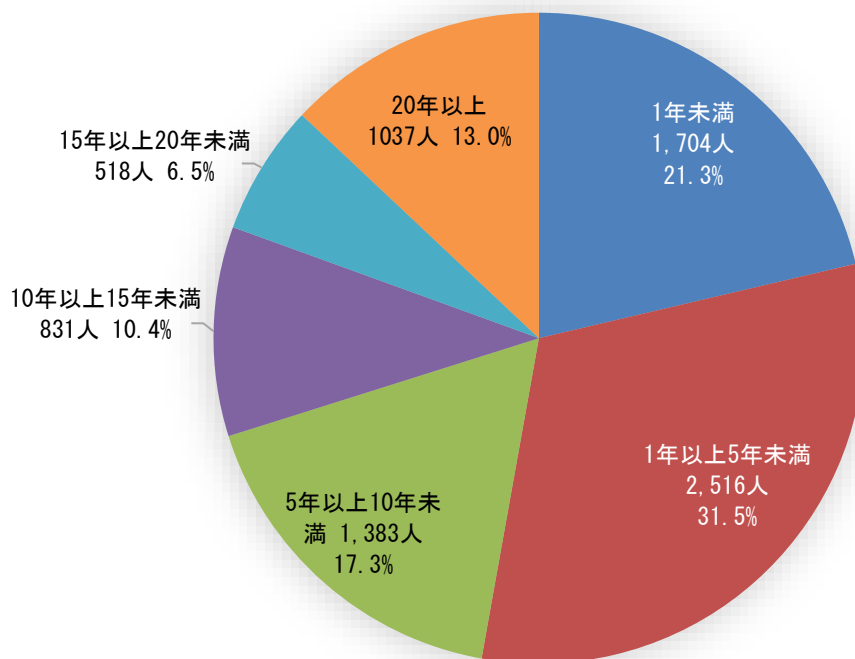
### 2-3 年齢別の発生状況

50歳代が2,041人(25.5%)、60歳以上が1,999人(25.0%)であり、50歳以上で約半数(50.5%)を占めている。

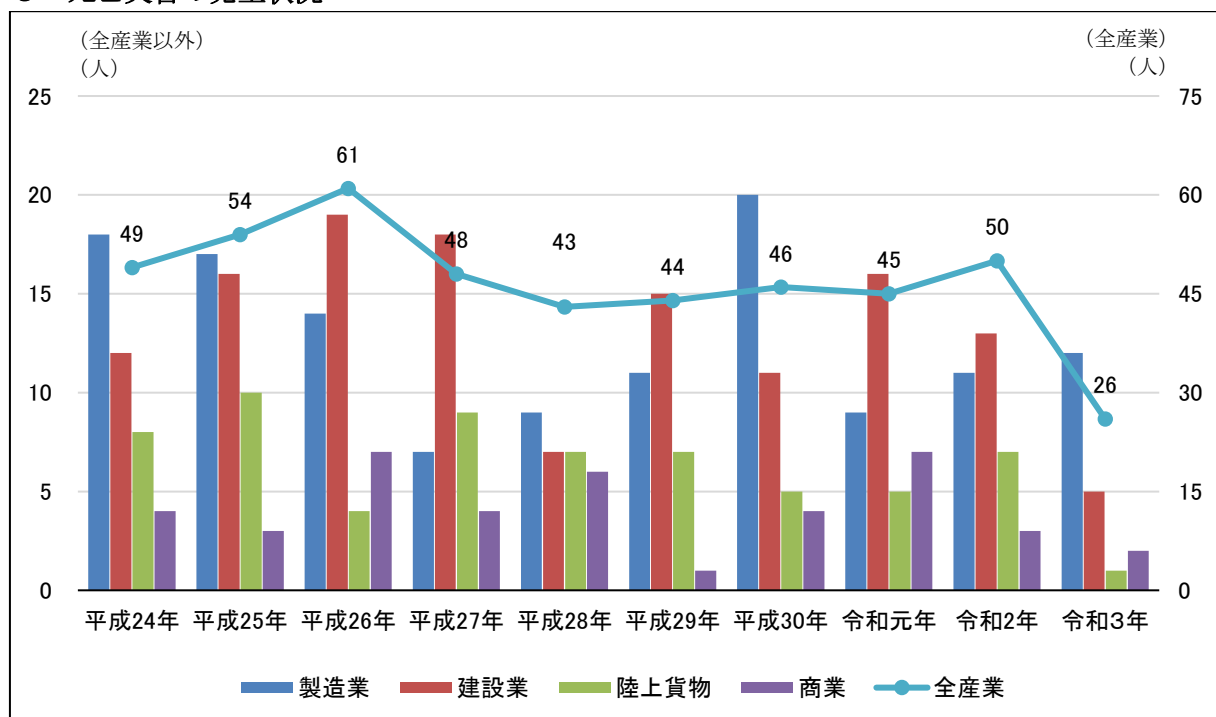


### 2-4 経験年数別の発生状況

1年未満が1,704人(21.3%)、1年以上5年未満が2,516人(31.5%)であり経験年数5年未満の発生率が52.8%を占めている。



### 3 死亡災害の発生状況



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	18	17	14	7	9	11	20	9	11	12
建設業	12	16	19	18	7	15	11	16	13	5
陸上貨物	8	10	4	9	7	7	5	5	7	1
商業	4	3	7	4	6	1	4	7	3	2
全産業	49	54	61	48	43	44	46	45	50	26

単位：人

令和3年の愛知県内における死亡災害の発生件数は26人と前年から24名減、平成24年以降最少となった。

#### 3-1 死亡災害の概況

**死亡災害の発生件数 26人 (対前年比24人 (48.0%) 減少)**

うち **製造業 12人 (対前年比1人 (9.1%) 増加)**

最も多い事故の型としては、「はさまれ・巻き込まれ」で5人 (割合は41.7%)

**建設業 5人 (対前年比8人 (61.5%) 減少)**

最も多い事故の型としては、「墜落・転落」で4人 (割合は80.0%)

**陸上貨物運送事業 1人 (対前年比6人 (85.7%) 減少)**

事故の型としては、「交通事故 (道路)」で1人

**商業 2人 (対前年比1人 (33.3%) 減少)**

事故の型としては、「交通事故 (道路)」で2人

### 3-2 事故の型別の発生状況

令和3年の死亡災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」7人、「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故（道路）」それぞれ5人、「崩壊・倒壊」及び「激突され」それぞれ2人であった。

この5つの型で80.8%を占めている。

### 3-3 年齢別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20歳代で2人、30歳代で4人、40歳代で5人、50歳代で4人、60歳代以上で11人発生している。

50歳以上の中高年齢労働者で57.7%、60歳以上の高年齢労働者で42.3%を占めている。

### 3-4 経験年数別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が11人、5年以上10年未満が3人、10年以上15年未満が1人、15年以上20年未満が4人、20年以上が5人であった。

経験年数5年未満が50.0%を占めている。

# 第13次労働災害防止推進計画 重点業種の労働災害発生状況等

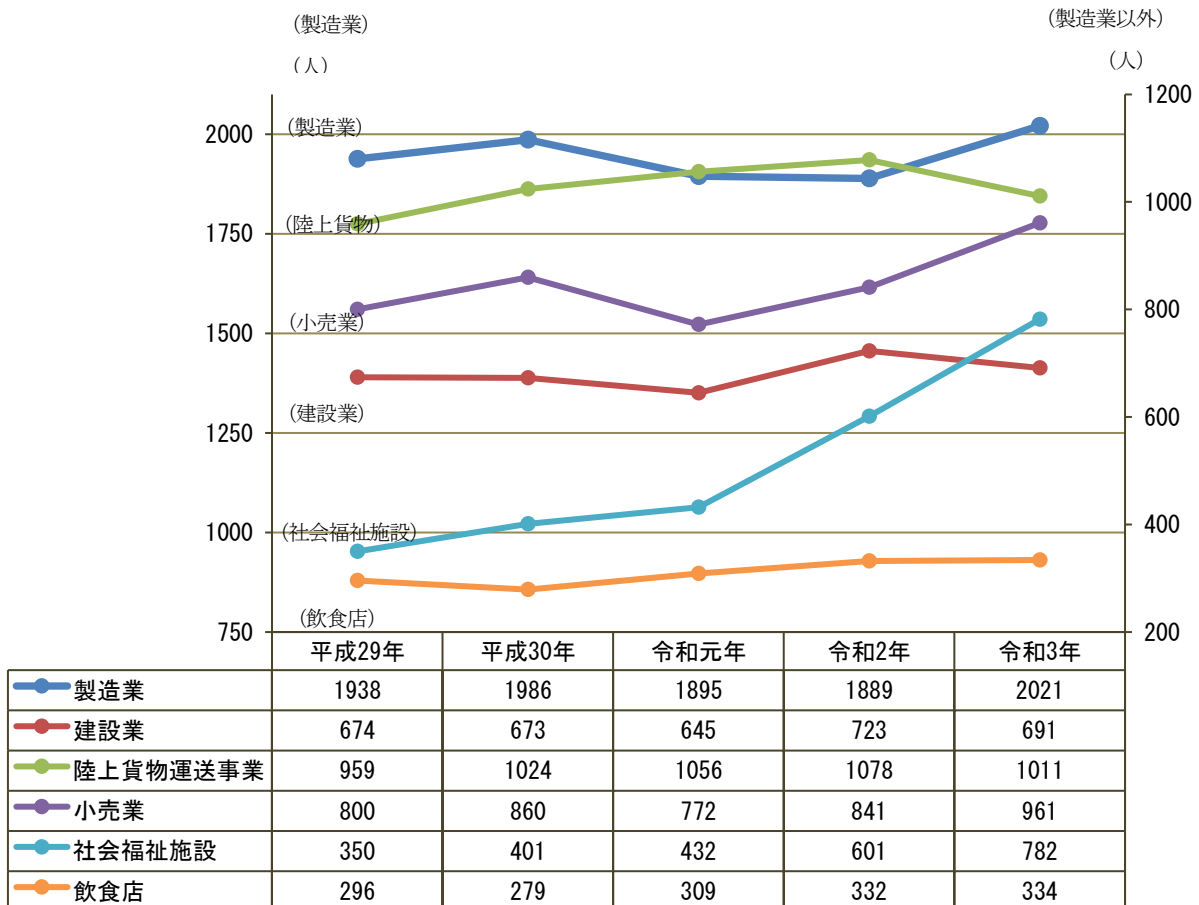
愛知労働局

## 1 重点とする6業種 労働災害発生状況

第13次労働災害防止推進計画（2018年度～2022年度）により重点とする6業種（製造業・建設業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設・飲食店）の死傷者数（4日以上）の発生状況を分析した。

### 1-1 6業種の労働災害発生状況

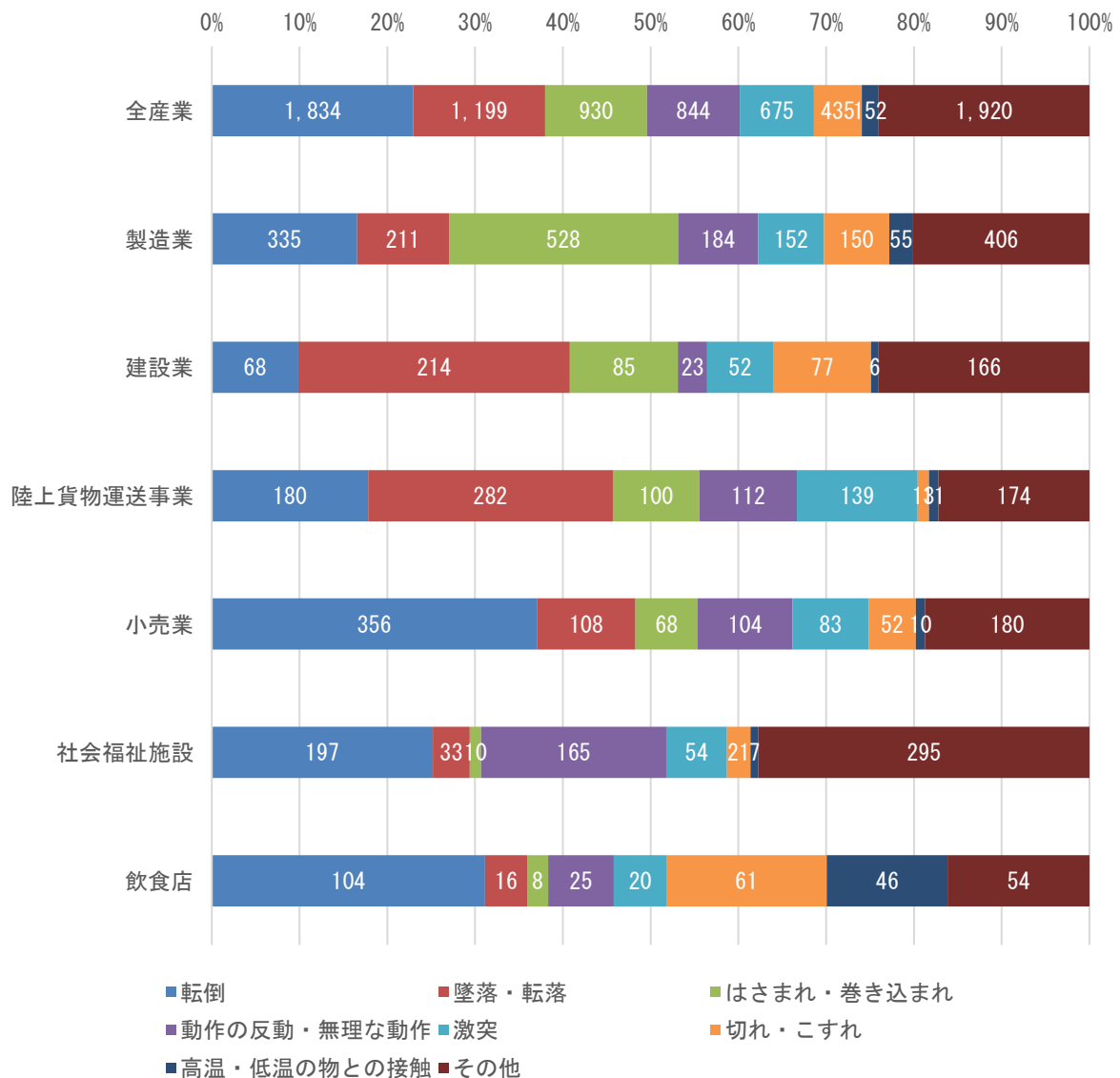
令和3年の死傷者数を前年と比較すると、建設業及び陸上貨物運送事業では減少となったものの、製造業では2,021人（+132人）、小売業では961（+120人）、社会福祉施設では782人（+181人）、飲食店では334人（+2人）とそれぞれ増加しており、製造業、小売業、社会福祉施設、飲食店においては、過去5年間で最も多い死傷者数であった。特に社会福祉施設においては、令和元年以降、急激に増加した。



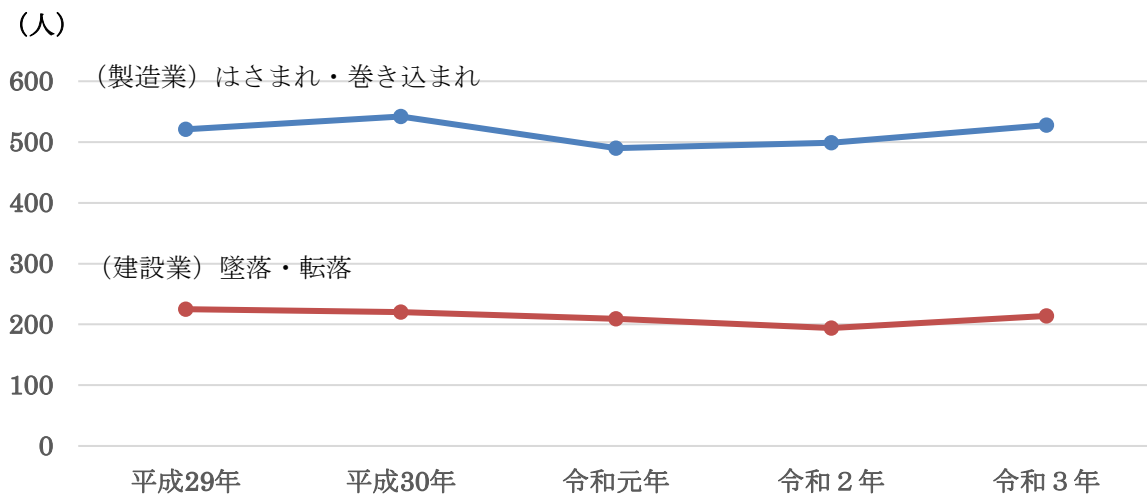


## 1-2 6 業種の事故の型特徴

- ① 製造業は、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く 528 人(26.1%)、「転倒」が 335 人(16.6%)となっている。「はさまれ・巻き込まれ」は平成 29 年以降、横ばいとなっている。
- ② 建設業は、「墜落・転落」が最も多く 214 人(31.0%)、「はさまれ・巻き込まれ」が 85 人(12.3%)となっている。「墜落・転落」は平成 29 年以降、横ばいとなっている。
- ③ 陸上貨物運送事業は、「墜落・転落」が最も多く 282 人(27.9%)、「転倒」「激突」「動作の反動・無理な動作」で、いずれも全体の 10%以上となっている。
- ④ 小売業は、「転倒」が最も多く 356 人(37.0%)、「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」で、全体の 10%以上となっている。
- ⑤ 社会福祉施設では、「転倒」が 197 人(25.2%)、動作の反動・無理な動作が 165 人(21.1%)と、この 2つの事故の型で 46.3%を占めている。
- ⑥ 飲食店は、「転倒」が 104 人(31.1%)、切れ・こすれが 61 人(18.3%)、高温・低温の物との接触が 46 人(13.8%)となっており、この 3つの事故の型で 63.2%を占めている。



※業種ごとに 100%とした割合のグラフである。

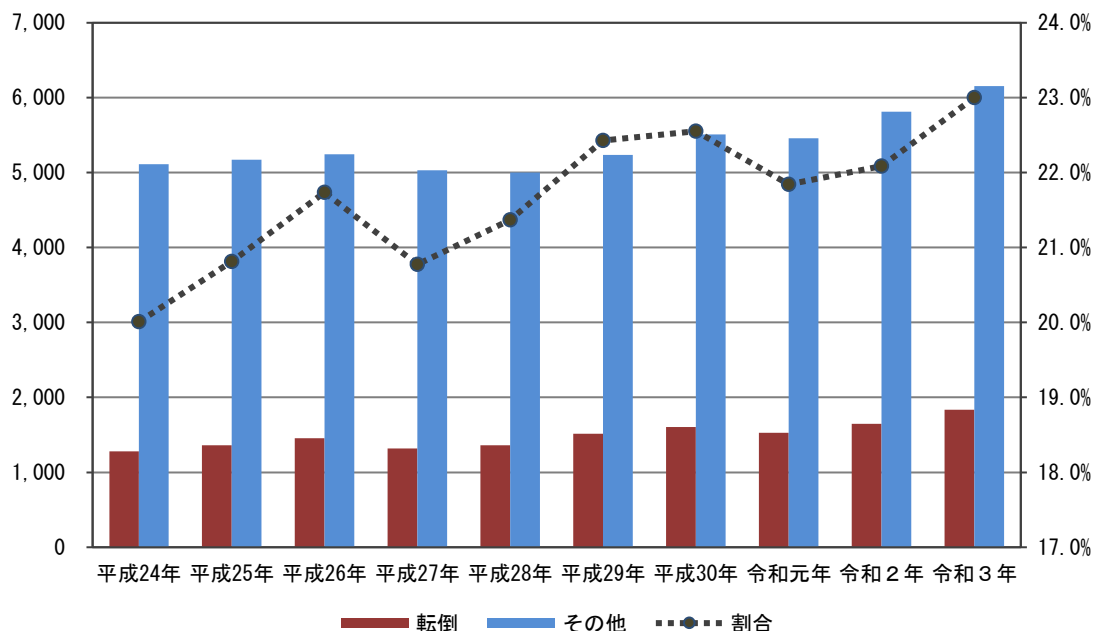


## 2 転倒災害発生状況

死傷災害（休業4日以上）のうち事故の型として最も多い転倒（1,834人）について発生状況を分析した。

### 2-1 転倒災害の経年状況

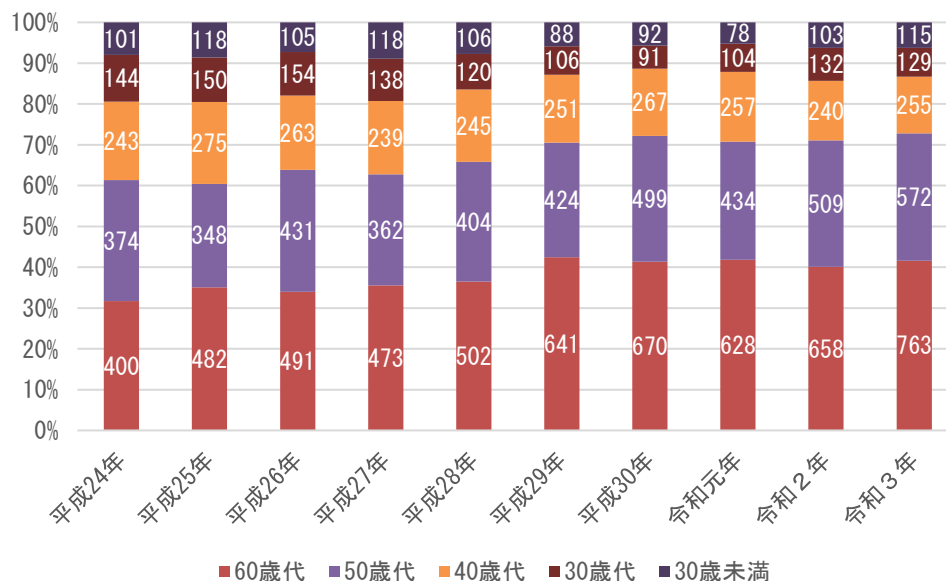
死傷災害のうち転倒災害が占める割合は、平成24年には20.0%であったが、令和3年には23.0%であった。



### 2-2 転倒災害の年別・年代別発生状況

転倒災害は年齢が高くなるほど増加する傾向が認められる。

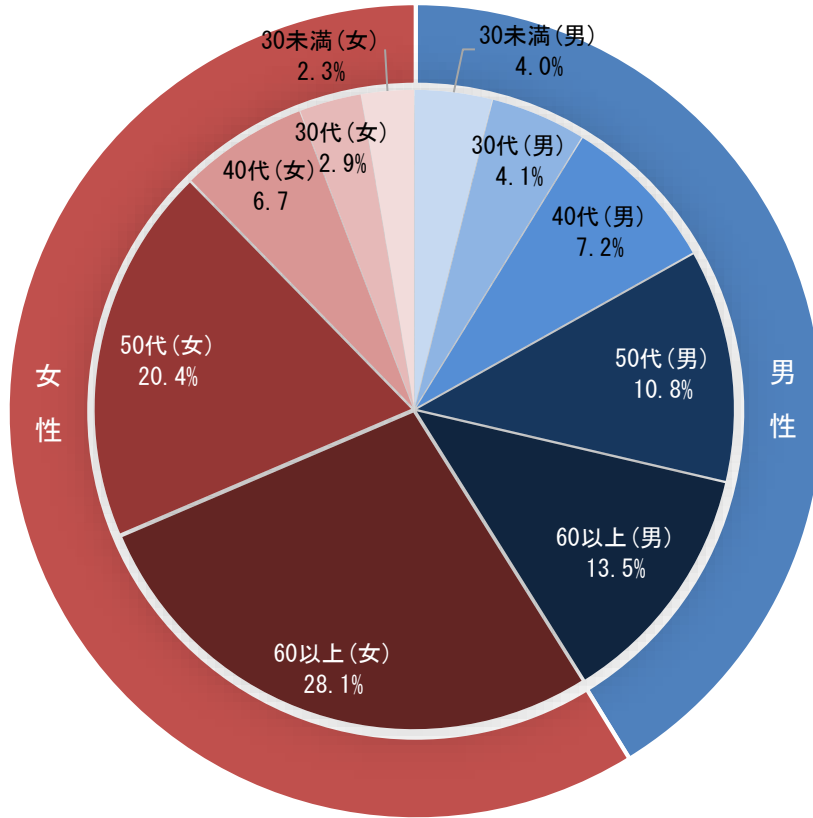
60歳以上の被災者は、平成24年には31.7%を占めていたが、令和3年には41.6%であった。また、50歳以上と比較すると、平成24年には61.3%を占めていたが、令和3年には72.8%であった。



### 2-3 年代別・性別での転倒災害発生状況

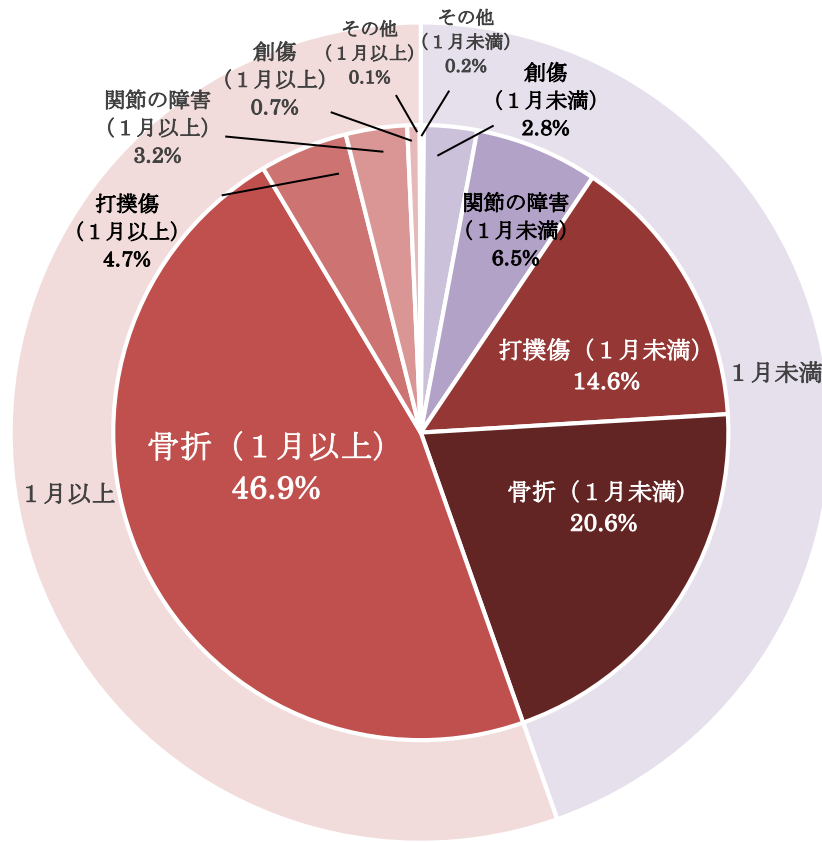
転倒災害は年令の高い女性の被災件数増加が顕著である。

令和3年の転倒災害のうち、50歳以上の女性が全体の48.5%を占め、同年代の男性の約2倍となっている。



## 2-4 休業期間別・傷病別での転倒災害発生状況

令和3年の転倒災害のうち、骨折等による休業1か月以上が全体の46.9%を占める。

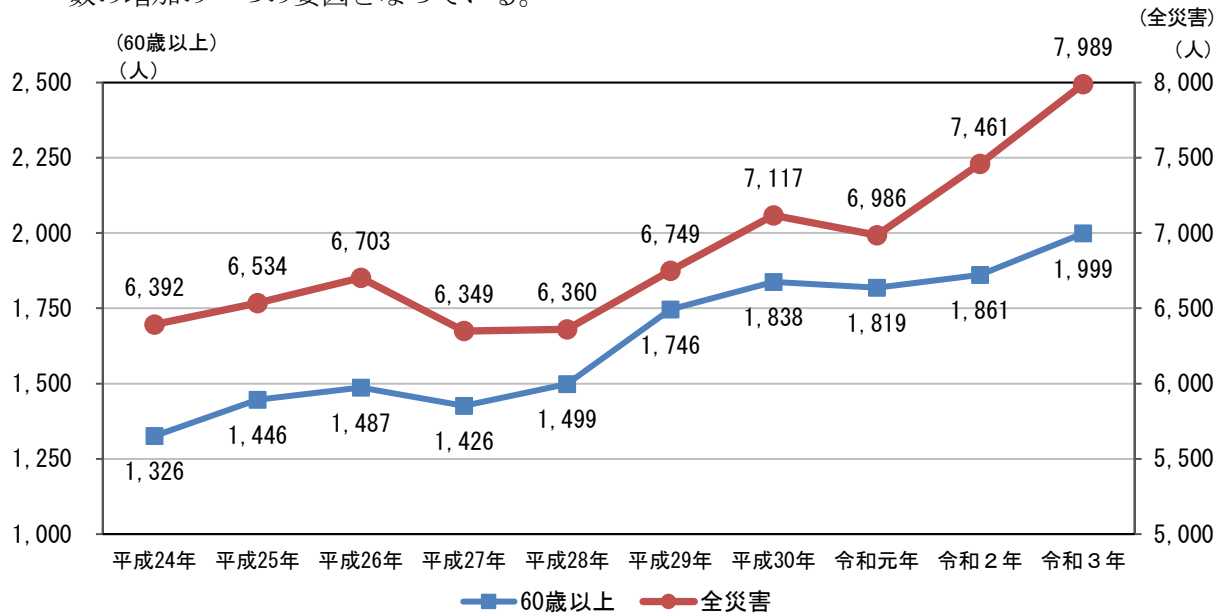


## 60歳以上の高齢労働者における労働災害発生状況

愛知労働局

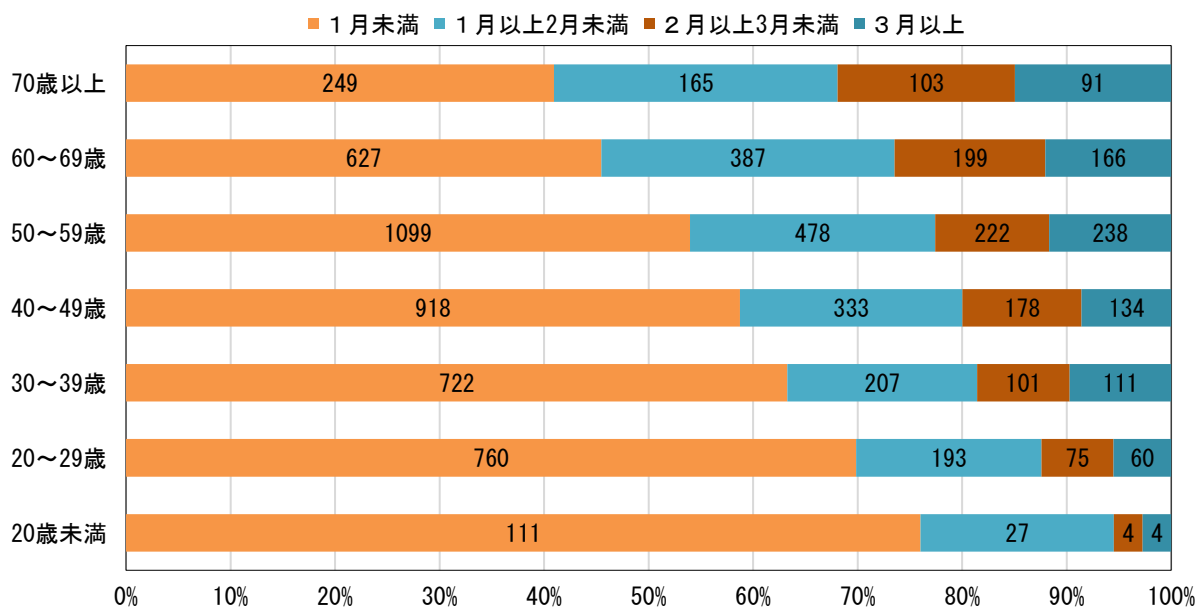
### 1 労働災害発生状況の推移

令和3年の60歳以上の高齢労働者の死傷者数(休業4日以上)は1,999人となっており、全体の25.0%(平成24年:20.7%)を占めている。平成24年の1,326人と比べて、673人(50.8%)増加した。令和3年の全体の死傷者数についても、平成24年の6,392人と比べて、1597人増加していることから、60歳以上の高齢労働者の死傷者数の増加が、全体の死傷者数の増加の一つの要因となっている。



### 2 年齢別休業期間

年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60歳以上の高齢労働者においては、休業1月以上の割合は55.9%となっている。



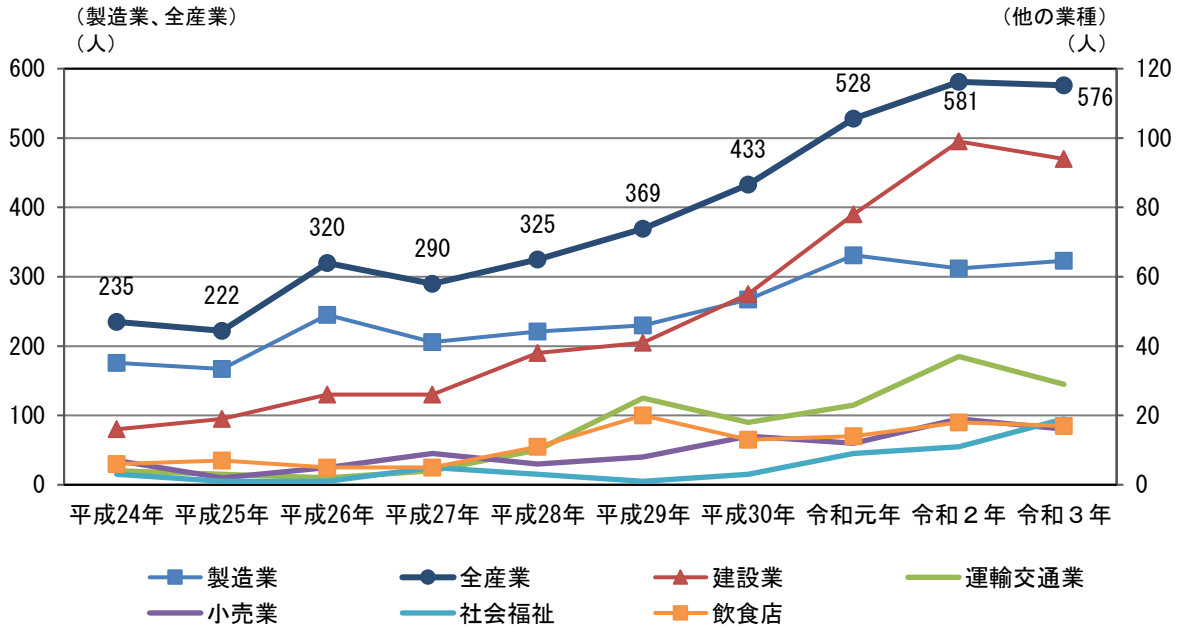


# 外国人労働者の労働災害発生状況

愛知労働局

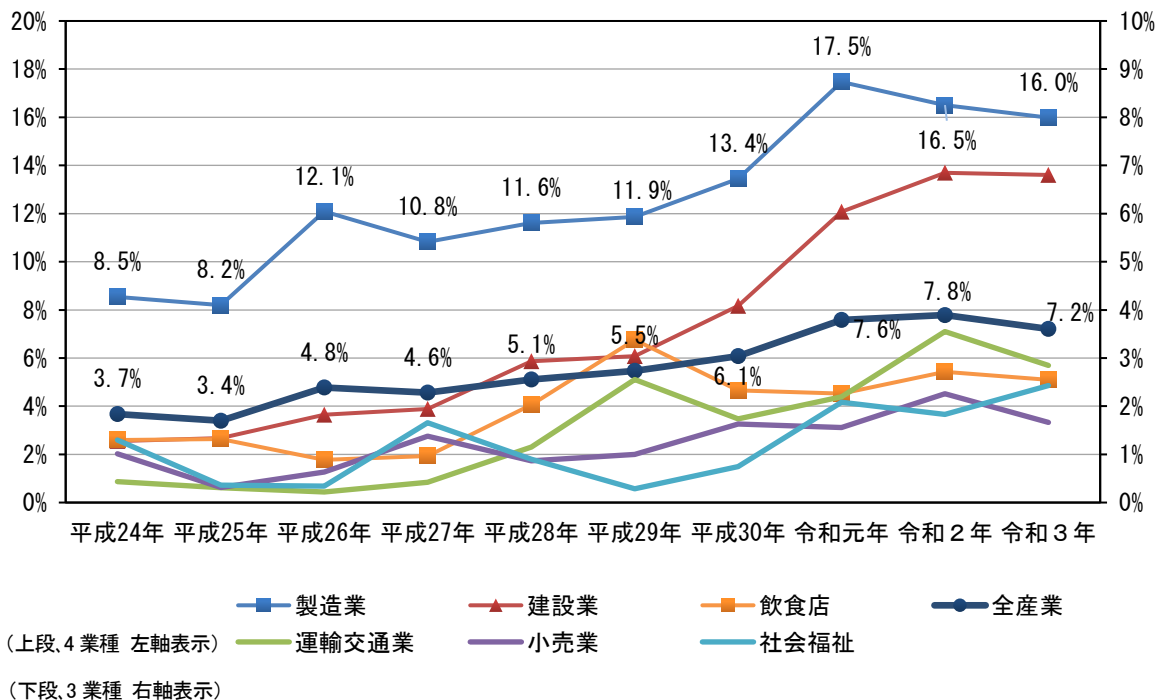
## 1 業種別発生状況の推移

令和3年の外国人労働者の死傷者数（休業4日以上）は576人となっており、平成24年と比べ、341人（145.1%）増加した。



## 2 労働災害に占める割合の推移

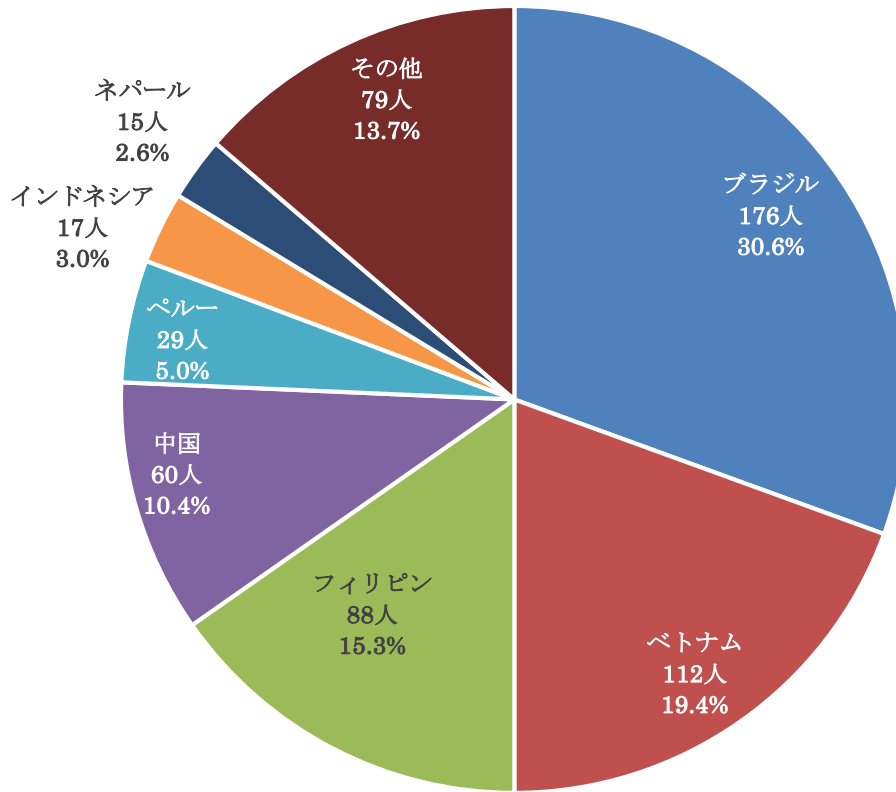
労働災害による死傷者数（休業4日以上）のうち外国人労働者が占める割合は、令和3年では、全体の7.2%（平成24年：3.7%）を占めている。また、製造業では、16.0%を占めており、平成24年と比べると7.5ポイント増加した。





### 3 国籍別発生状況

令和3年における外国人労働者の国籍別発生状況は、ブラジルが176人（30.6%）、ベトナムが112人（19.4%）、フィリピンが88人（15.3%）、中国が60人（10.4%）、ペルーが29人（5.0%）であった。これらの上位5ヶ国で、80.7%を占めている。



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R4.1.3. 2022 14:25	墜落・転落 階段・さん橋	清掃作業のため階段を降りていたところ踏み外して転落し、急性硬膜下血腫にて死亡した。転落した際に頭部を強打し脳出血が起きたと推定されている。
	事業場規模	50～99名 業種 接客娯楽業 70代 清掃係 経歴 7年
R4.1.11. 2022 11:42	崩壊・倒壊 クレーン	事業場内の資材置場で、2.8t橋形クレーンを使用して約1tの鋼鉄製タンク部品を搬送台車に乗せる作業を行っていた。 台車に乗せた後、タンクに取り付けられている足場に乗って玉掛用具を外しクレーンを巻き上げたところ、タンクの一部にフックが引っかかり、タンクがバランスを崩して倒れ下敷きになった。
	事業場規模	100～299名 業種 輸送用機械等製造業 50代 船舶ぎ装工 経歴 39年
R4.1.12. 2022 14:20	激突され クレーン	被災者は同僚2名とトラック荷台上で鉄骨材を積込む作業を行っていた。 他の労働者が2.8t橋形クレーンで鉄骨材を吊り上げたところ突風で荷があおられ、振れた荷が被災者の胸部に激突したため、衝撃で荷台から転落した
	事業場規模	30～49名 業種 金属製品製造業 50代 鉄骨工 経歴 8年
R4.1.13. 2022 11:46	飛来・落下 玉掛用具	住宅建築工事現場において、積載型トラッククレーンを使用して合板の束(長さ3m×幅1m×厚さ46cm、重量約950Kg)を、建築中の建物2階に吊り込む作業をしていたところ、荷を吊っていたベルトスリングから合板が落下し、荷台上でクレーン操作を行っていた被災者が下敷きになった。
	事業場規模	30～49名 業種 道路貨物運送業 50代 移動式クレーン運転 経歴 6年
R4.1.15. 2022 12:00	有害物等との接触 有害物	工場建屋へ部品を取りに行った被災者が倒れて亡くなっているところを発見された。工場内には化学合成用のタンクがあり、メンテナンス後の窒素充填作業を行っていたが、蓋の閉止が不十分だったため漏洩した窒素が建屋内に充満して酸欠となった可能性が高い。
	事業場規模	50～99名 業種 建築工事業(木建以外) 50代 設備保全係 経歴 21年
R4.1.22. 2022 13:30	墜落・転落 開口部	R C 7階建てビルの解体工事現場で、5階部分の解体作業を行っていた際に、床面にあけたガラ投下口(1.8m×1.2m)に落ち、約10m下へ墜落した。
	事業場規模	9名以下 業種 建築工事業(木建以外) 50代 建設作業員 経歴 5年
R4.2.7. 2022 14:00	墜落・転落 建築物・構築物	建物3階バルコニーの排水溝を点検清掃していた際に、誤って地上まで転落した。
	事業場規模	300～499名 業種 その他の事業 70代 作業員・技能者 経歴 40年
R4.2.12. 2022 8:10	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	通勤送迎用の車に同乗中、交通事故で被災したもの。
	事業場規模	300～499名 業種 保健・衛生業 60代 医師 経歴 2年
R4.2.21. 2022 9:40	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	令和4年2月21日、被災者は始業時から不具合のあった自動めっき装置の修理作業を行って通常運転を再開したのち、自動めっき装置の運転を停止せず点検のため内部に進入したところ、胸部をカウンターウエイトと土台に挟まれ、胸部圧迫死するという災害が発生したものである。
	事業場規模	100～299名 業種 金属製品製造業 50代 製造員 経歴 15年
R4.3.1. 2022 8:45	はさまれ・巻き込まれ 高所作業車	被災者は、災害発生地に面する店舗駐車場に高所作業車(以下「事故機」という。)を駐車し、事故機を操作して、電柱に器具を設置する作業を行ったものであったが、同作業の終了後、アウトリガーを格納し、車外から原動機を停止させたところ事故機が後退したため、後方に移動して、人力により停止させようとしたが停止せず、事故機と電柱との間に挟まれたものである。 事故機は、駐車ブレーキがかけられておらず、輪止めもされていなかった。
	事業場規模	10～29名 業種 その他の建設業 40代 電気工 経歴 21年
R4.3.17. 2022 9:15	墜落・転落 その他の仮設物等	型枠支保工の上に資材を仮置きするステージの設営作業中、ステージの床材を敷いている際に固定されていない床材を踏み抜いて約5.8m下に墜落した。
	事業場規模	9名以下 業種 建築工事業(木建以外) 60代 とび工 経歴 20年
R4.4.5. 2022 9:18	激突され 移動式クレーン	クレーン機能を備えた車両系建設機械で、U字溝を積込む作業中に、意図せず運転者の服の袖が操縦レバーに触れた等により、アームが急上昇したことで、跳ね上がった吊りクランプが玉掛中の被災者に激突した。
	事業場規模	9名以下 業種 土木工事業 70代 土工 経歴 30年

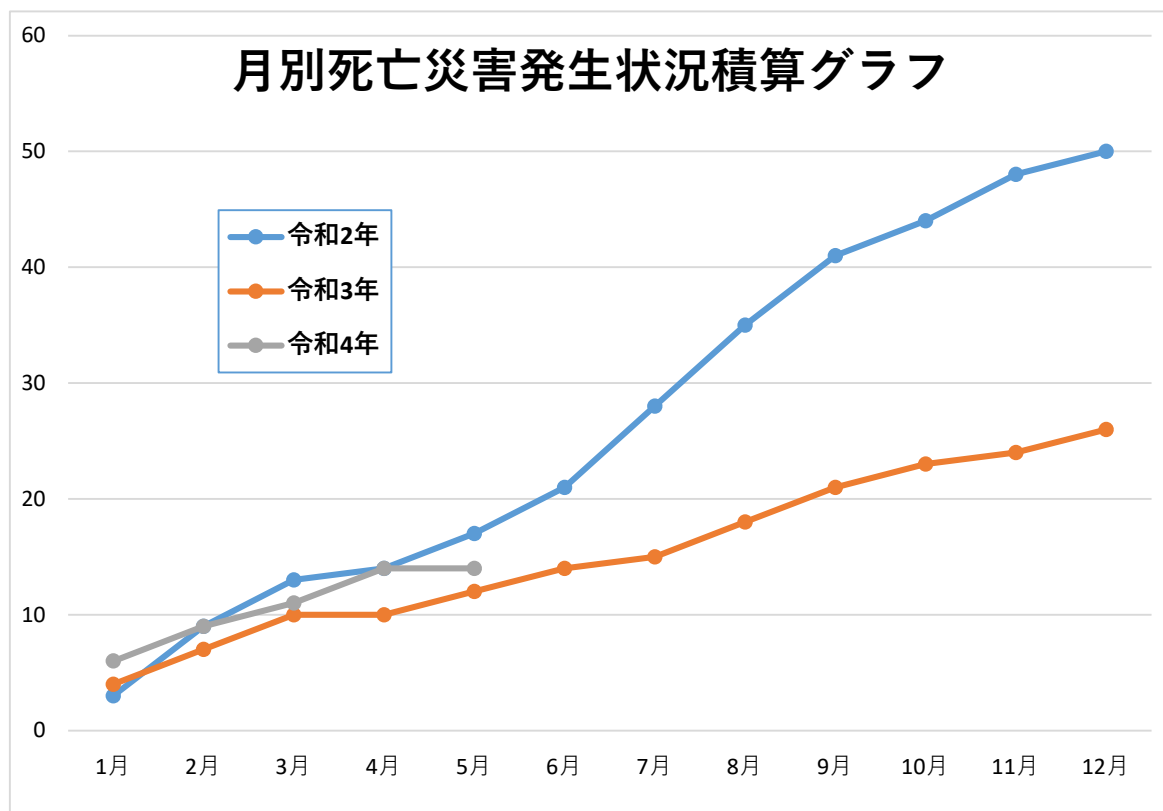
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因				
R4.4.15. 2022 9:05	その他 その他の起因物	午前9時5分頃、敷地内で被災者が座り込んだ状態で意識を失っているところを同僚が発見した。被災者は医療機関に搬送されたが、死亡したもの。原因等詳細は調査中。				
		事業場 規模	30～49名	業種 商業	0代 不明	経験 年
R4.4.22. 2022 8:41	崩壊・倒壊 立木等	被災者は、チェーンソーによる伐木作業中に根本が腐った木がかかり木となったため、処理をしようとしていたところ、突然落下してきたかかり木にはさまれたもの。				
		事業場 規模	9名以下	業種 土木工事業	70代 林業	経験 50年

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R4.4.15. 2022 9:05	その他 その他の起因物	午前9時5分頃、敷地内で被災者が座り込んだ状態で意識を失っているところを同僚が発見した。被災者は医療機関に搬送されたが、死亡したもの。原因等詳細は調査中。
事業場規模 30～49名		業種 商業 0代 不明 経年 年
R4.4.22. 2022 8:41	崩壊・倒壊 立木等	被災者は、チェーンソーによる伐木作業中に根本が腐った木がかかり木となったため、処理をしようとしていたところ、突然落下してきたかかり木にはさまれたもの。
事業場規模 9名以下		業種 土木工事業 70代 林業 経年 50年

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年5月10日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和4年速報値	令和3年同時期(速報値)	令和3年確定値
製 造 業	製 造 業	3	5	12 (1)
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		1	2
	金 属 製 品	2		1 (1)
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	1	4
	そ の 他		1	3
建 設 業	建 設 業	6	2	5
	土 木 工 事 業	2		
	建 築 工 事 業	3	2	5
	そ の 他	1		
陸 上 貨 物 運 送 事 業	1		1 (1)	
商 業	商 業	1		2 (2)
	卸 売 業	1		
	小 売 業			2 (2)
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業				
上 記 以 外 の 事 業	3 (1)	1	6 (1)	
合 計		14 (1)	8	26 (5)

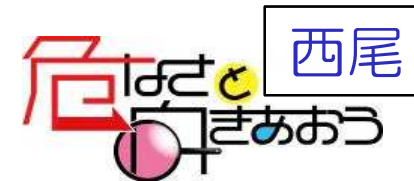


# 令和4年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年4月末現在

業 種		年 別		令 和 3 年		増 減	
		令 和 4 年		死 傷	死 亡	増 減 数	増 減 率
製 造 業		16		15		+1	+6.7%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	5		1		+4	+400.0%
	織 維 工 業			2		-2	-100.0%
	鉄 鋼 業	4		2		+2	+100.0%
	金 属 製 品					0	-
	一 般 機 械 器 具	1		4		-3	-75.0%
	輸 送 機 械 製 造	1		2		-1	-50.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	5		4		+1	+25.0%
建 設 業		2		4		-2	-50.0%
建 設 業	土 木 工 事 業	1				+1	-
	建 築 工 事 業	1		3		-2	-66.7%
	そ の 他 の 建 設 業			1		-1	-100.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		3		6		-3	-50.0%
小 売 業		2		2		0	0.0%
小 売 業	新 聞 販 売					0	-
	そ の 他 の 小 売 業	2		2		0	0.0%
通 信 業						0	-
社 会 福 祉 施 設		2		1		+1	+100.0%
飲 食 店		1		1		0	0.0%
清 掃 ・ と 畜 業		3		1		+2	+200.0%
上 記 以 外 の 事 業		7		5		+2	+40.0%
合 計		36	0	35	0	+1	+2.9%

# 分析 西尾管内から大きな災害をださない



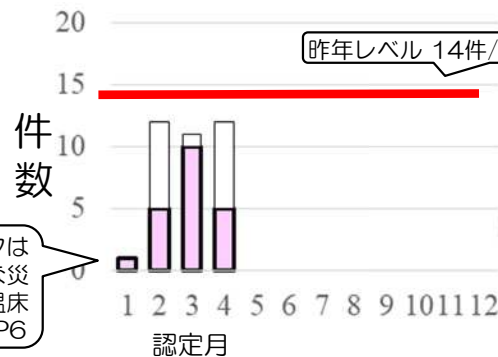
過去 ← → 2022年

過去12年間の  
死亡災害

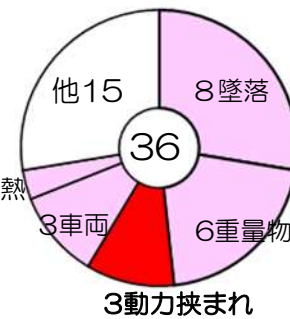


ピンク6要因で94%  
\*以下STOP6と称す

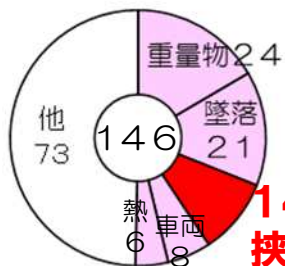
休業災害件数推移



1~4月計

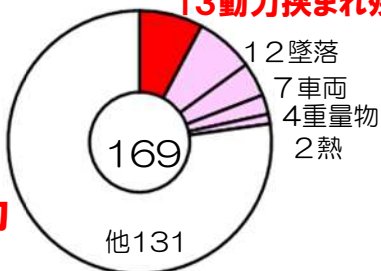


2020年度



14動力  
挟まれ

2021年度



13動力挟まれ残る!!

ピンクは  
大きな災  
害の温床  
STOP6

- ◇STOP6 73件 比率50%
- ◇大きな要因14件
- ◇死亡 2件

- ◇STOP6 38件 比率23%
- ◇大きな要因 8件
- ◇死亡 0件

- 4月 STOP6 5件 比率42%
- 大きな要因 0件
- 死亡 0件

今期に入ってから内容が悪化しています  
4月  
・STOP6比率は 42%です  
・重量物が多い 3件  
・重点 動力巻き込まれ 1件

## 危険源 (1~3月)

※大きな要因から抽出

- ・脚立 2m 木の枝払い作業中、木があたって脚立が倒れ2m高さから墜落
- ・4tトラック荷台高さ 2m 積んだ樹木の上に乗る吊り具を外した時樹木が動きバランスを崩す

## 危険源 (2022年4月)

大きな要因から抽出

なし

## 4月は重量物災害が多い

🏠 自社、店舗、更に家庭で まずは調査し全体をみる そして抜けのない対策へと繋げる  
50kg物体は、高さ1m未満で落下し人に接触したら障害となるパワーを持っています  
次ページに基準を添付しています

物 物が落下した、物が転倒してきた



店舗、家庭でも  
調べましょう

危害ひどさ

			落下物及び転倒物の高さ			
			1m未満	3m未満	4m未満	4m以上
物の重さ、硬さ	1kg未満	軟質	軽	軽	中	中
		硬質	軽	中	中	重
	10kg未満	軟質	軽	中	重	致命
		硬質	軽	重	重	致命
	30kg未満	軟質	中	重	致命	致命
		硬質	中	致命	致命	致命
	50kg以上	軟質	中	重	致命	致命
		硬質	重	致命	致命	致命



# 働き方改革を進める上でのデジタル化 (業務の効率化) 実践セミナー

昨年7月、いわゆる「過労死大綱」が変更され、働き方の変化による過労死等の防止が必要とされています。また、過労死大綱の中で、長時間労働削減、年次有給休暇取得の数値目標も強化され、働き方改革の取組が喫緊の課題とされています。

そこで、本セミナーにおいては、労働行政担当官によるテレワークや勤務間インターバル制度等の労働時間関係対策をはじめとする最近の労働行政の動きについて、また、経済産業行政担当官によるデジタル化、DX（業務改革等）の支援施策（補助金等）及びその実践事例を説明し、企業における働き方改革の推進、生産性向上を助成します。

企業の人事労務担当者等多数のご参加をお待ちしております。



日  
時

2022年 8月 3日 (水)  
13時30分～16時00分(受付開始 13時00分～)

開  
催  
方  
法

< 会場受講 >  
愛知労働基準協会 9階  
第2研修室  
名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル  
名古屋市営地下鉄東山線・鶴舞線  
「伏見」駅より、徒歩5分

< WEB受講 >  
LIVE配信 Microsoft Teams  
※視聴専用のため(質疑応答)はご利用いただけません。  
※受講前にMicrosoft Teamsのご準備をお願いします。

参  
加  
費

無 料

定  
員

会場 40名  
※WEB受講は、定員の制限はございません。

< お願い事項 >

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
マスク着用・手指の消毒・受付での検温・  
ソーシャルディスタンスへのご協力をお願いします。

第1部

13:35～14:20  
厚生労働省 愛知労働局 説明

「(仮)最近の労働行政の動きについて」(45分)

愛知労働局労働基準部監督課  
監督課長 秋山 茂 氏

第2部

14:30～16:00  
経済産業省 中部経済産業局 説明

「経済産業省のデジタル化/  
DX関連施策について」(90分)

経済産業省 中部経済産業局  
地域経済部 次世代産業課情報政策室  
情報政策係長 青柳 晴美 氏

内容(予定)

- ① 経済産業省のデジタル化/  
DX関連政策について
- ② 地域企業のDX促進に向けた支援
- ③ デジタル化/DXの先進事例紹介
- ④ ご活用可能な支援メニューの例

主 催

公益社団法人 愛知労働基準協会

<お問い合わせ>

TEL : 052-221-1438  
FAX : 052-204-1268  
E-mail : jigyo-ark@airouki.or.jp

○ 申込期日：令和4年7月27日(水)

会場受講は、定員になり次第締切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。

■ セミナーに参加される皆様へお願い

- ・ 発熱など、風邪の症状が発症した場合には、セミナーの参加をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・ 来場時の検温、手指の消毒にご協力をお願いいたします。また、検温の結果37.5度以上の場合には、セミナーへの参加をご遠慮いただくことがあります。
- ・ セミナー会場では、マスクの装着をお願いいたします。
- ・ 状況により、セミナーの中断または開催中止が生じますことをご了承ください。
- ・ スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いいたします。

## 申込方法

### WEBでのお申込み

QRコードまたは当協会ホームページよりお申込みください。

<https://www.airouki.or.jp/training/>



参加申込みフォーム

愛知労働基準協会

検索



### FAXでのお申込み

下記の申込用紙に必要事項を明記の上、FAXにて当協会までお申込み下さい。

8月3日(水)

働き方改革を進める上でのデジタル化（業務の効率化）  
実践セミナー 参加申込書

参加申込  
FAX

052-204-1268

### 受講方法

※どちらか選択ください

会場受講

WEB受講

(招待URLをお送りするメールアドレスを下記へご記入ください)

セミナー参加に  
関するお願い

▶著作権保護の観点から講演内容の録画・録音等、電子データの複写、改変等の二次利用はお断りします。  
お申込みの場合、上記承諾いただいたものとさせていただきますので、ご了承ください。

受付区分

協会会員

会員の労働基準協会名をご記入ください。

( ) 労働基準協会

非会員

事業場名

所在地 〒

—

参加者氏名（フリガナ）

所属 ・ 役職名

連絡先 TEL

( )

※WEB受講の場合、招待用URLをご連絡いたしますので、必ずご記入ください。

FAX

( )

E-MAIL

@

連絡担当者氏名（フリガナ）

所属 ・ 役職名

受付No.

事務局記入欄

お申込みのきっかけ

① ( ) 労働基準協会のHP ② ( ) 労働基準協会からのDM

③上司からの推薦 ④その他 ( )

座席No.

※ 上記必要事項をご記入ください。連絡先(電話番号・FAX番号・メールアドレス)は必ずご記入いただきますようお願いいたします。

※ この参加申込書へ記入のすべての情報は、愛知労働基準協会が適切に管理し、提供するサービスを円滑に運営するために利用します。

※ 当協会から受付No.等を記した本紙を返信します。お申込み後、一週間経過しても返信がない場合はご連絡ください。